

第3期柳井市子ども・子育て 支援事業計画（骨子案）

令和6（2024）年10月
柳井市

～ 目 次 ～

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって -----	1
1 子ども・子育て支援事業計画の概要 -----	1
（1）計画の背景と主旨 -----	1
（2）計画の位置づけ -----	1
（3）計画の期間 -----	2
（4）計画の対象 -----	2
2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方 -----	3
（1）子ども・子育て支援について -----	3
（2）次世代育成支援について -----	5
（3）貧困対策について -----	5
第2章 本市の現状と課題 -----	6
1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況 -----	6
（1）総人口・年齢区分別人口の推移と予測 -----	6
（2）子ども・子育て対象人口の推移と予測 -----	7
（3）出生数と出生率 -----	7
（4）婚姻件数・婚姻率 -----	8
（5）離婚件数・離婚率 -----	8
（6）女性の就労状況 -----	9
2 就学前児童の状況 -----	10
（1）就学前児童の保育形態 -----	10
（2）令和5（2023）年の就学前児童の年齢別保育形態 -----	11
（3）保育所、幼稚園、認可外保育施設の状況（市内） -----	12
（4）地域子ども・子育て支援事業の状況 -----	15
3 ニーズ調査結果に見る本市の特徴 -----	26
（1）調査の概要 -----	26
（2）主要調査結果の概要 -----	26
4 第2期計画の検証と評価 -----	34
主要施策1 子育て家庭への支援の充実 -----	34
主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子21） -	35
主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備 -----	37
主要施策4 子育てと仕事の両立支援 -----	38
主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実 -----	39
主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進 -----	40
5 第3期計画に向けての課題や方向性 -----	42
（1）子育て家庭への支援について -----	42
（2）成育医療等を含めた健やかに生み育てる環境について -----	42
（3）子どもの健全育成に係る教育環境について -----	42
（4）子育てと仕事の両立について -----	43
（5）支援を必要とする子ども等への支援について -----	43
（6）安全・安心なまちづくりについて -----	44

第3章 第3期子ども・子育て支援事業計画 -----	45
1 基本理念 -----	45
2 基本目標 -----	46
3 施策の展開 -----	47
主要施策1 子育て家庭への支援の充実 -----	48
主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり -----	49
主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備 -----	49
主要施策4 子育てと仕事の両立支援 -----	49
主要施策5 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実 -----	50
主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進 -----	50
第4章 子ども・子育て支援法に定める事業計画 -----	51
第5章 計画の推進体制 -----	52

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の背景と主旨

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を1期として市町村における策定が義務付けられた計画であり、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する必要があります。

本市では、令和2（2020）年3月に「第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定し、『未来の世代を地域とともに育むまち 柳井～「このまちにずっとすんでいたい！」子どもたちが言ってくれる、そんなまちに～』を基本理念として、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいます。

第2期計画の期間が令和6（2024）年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、計画対象者の実態やニーズ等を踏まえつつ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする第3期計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、国の「健やか親子21」（第2次は令和6（2024）年度）は、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動として、平成13（2001）年から展開されており、令和5（2023）年度以降は、成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけ、医療、保健、教育、福祉等のより幅広い取組を推進しています。

さらに、本計画は、「第2次柳井市総合計画」（平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間）での個別計画として位置づけ、「柳井市障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を含む。）」「第4次柳井市男女共同参画基本計画」「柳井市健康づくり計画（一部改訂版）」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

(4) 計画の対象

本計画は、市内の全ての子どもとその家庭、地域、企業、行政等全ての個人及び団体を対象とします。

なお、本計画において「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満とします。

2 第3期子ども・子育て支援事業計画の考え方

「子ども・子育て支援法」をはじめとした子育てに関連する法律については、以下のとおりです。

(1) 子ども・子育て支援について

【根拠法】子ども・子育て支援法第61条第1項

- ・国が定める基本指針に即して策定
- ・5年を1期とする。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について記載

【必須記載事項】

■教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定

■教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定

■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定

○地域子ども子育て支援事業一覧

- 1.利用者支援事業
- 2.地域子育て支援拠点事業
- 3.妊婦健康診査事業
- 4.乳児家庭全戸訪問事業
- 5.養育支援訪問事業
- 6.子育て短期支援事業
- 7.ファミリー・サポート・センター事業
- 8.一時預かり事業
- 9.延長保育事業
- 10.病児・病後児保育事業
- 11.放課後児童健全育成事業
- 12.実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 13.多様な事業者の参入促進・能力活用事業

以下の3つは〔令和6年4月1日施行〕新規事業

- ・子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- ・児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）
- ・親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

以下の3つは〔令和7年4月1日施行〕新規事業

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・産後ケア事業
- 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - ・地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方
 - ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方やその推進方策
 - ・地域における教育・保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携の推進方策を設定

【任意記載事項】

■基本理念

市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載

■産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産前・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援
- ・特定教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備等

■子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

■労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策

■地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項〔令和4年4月追加〕

- ・各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていく取組

■市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

■市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

■市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

- ・各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法

(2) 次世代育成支援について

【根拠法】次世代育成支援対策推進法第8条第1項

- ・本計画は、「市町村行動計画」としても位置付けられている。
- ・令和17(2035)年3月31日まで、10年間延長する。

【次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要】

(令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布)

■改正の主旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

■改正の概要

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
(育児・介護休業法)
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の
推進・強化
(育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法)
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
(育児・介護休業法)

(3) 貧困対策について

【根拠法】子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項

- ・子どもの貧困対策に関する大綱や都道府県計画を勘案して作成
- ・子どもの貧困対策について記載

第2章 本市の現状と課題

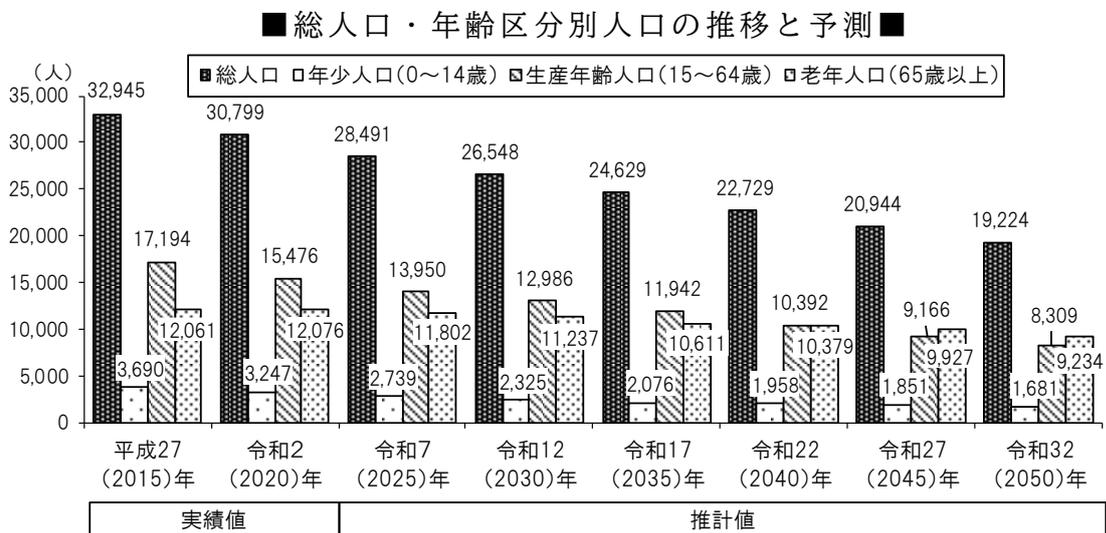
1 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

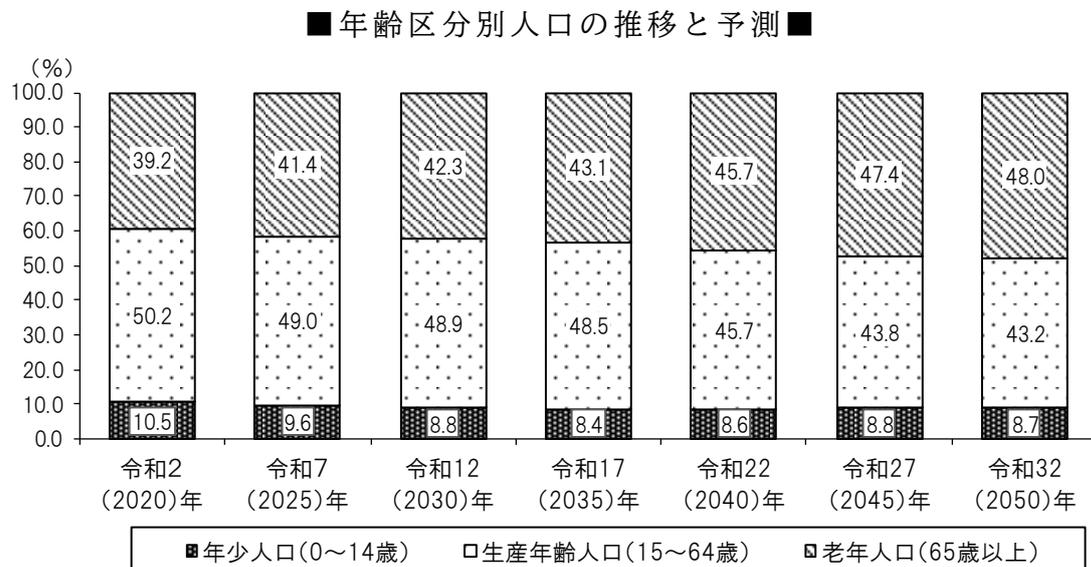
本市の総人口は、ほぼ一貫して減少しており、令和2（2020）年には、30,799人となりました。総人口は、今後も減少が見込まれています。

年齢区分別では、14歳以下の年少人口は、令和32（2050）年に1,681人にまで減少すると推計されます。65歳以上の老年人口は、令和2（2020）年の12,076人をピークに減少傾向で推移すると見込まれています。

令和32（2050）年には、高齢化率が48.0%になると推計されています。



資料：令和2（2020）年までは国勢調査確定値、
令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

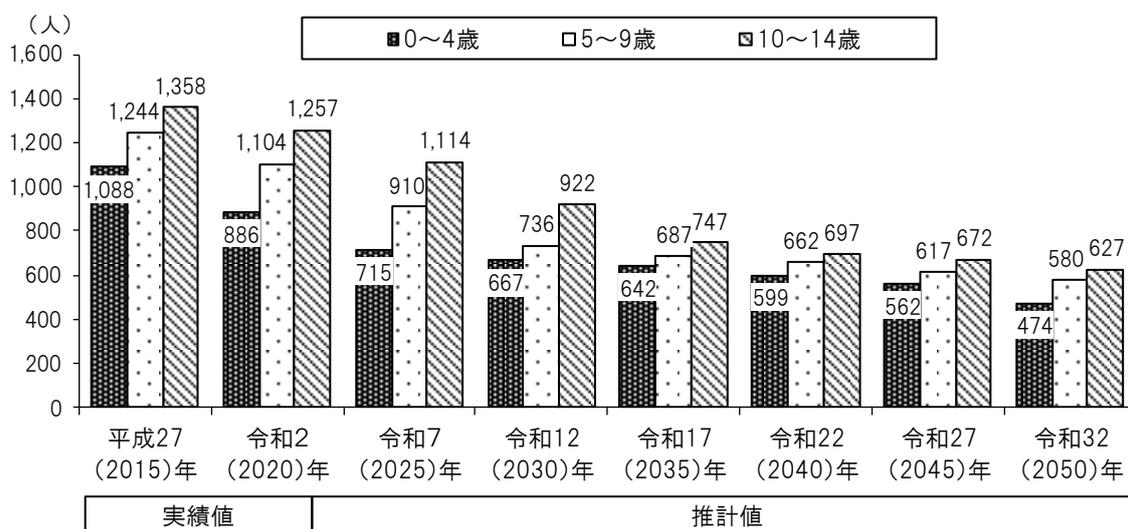


資料：令和2（2020）年までは国勢調査確定値、
令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

本市の令和2(2020)年の0～4歳人口は886人、5～9歳人口は1,104人、10～14歳人口は1,257人となっています。3つの年代ともに人口は、今後、一貫して減少すると推計されています。

■ 14歳以下3区分別人口の推移と予測 ■



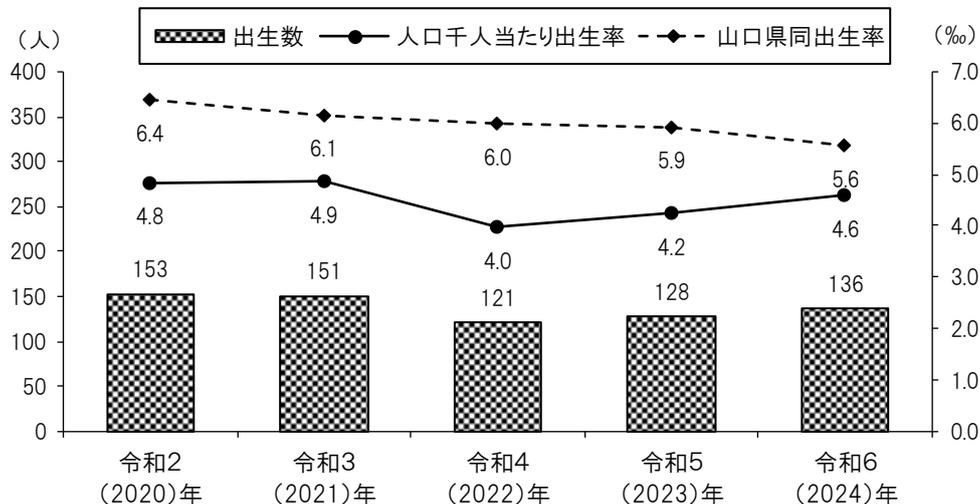
資料：令和2(2020)年までは国勢調査確定値、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

(3) 出生数と出生率

本市の出生数は、令和2(2020)年の153人から令和6(2024)年の136人まで増減を繰り返しています。

人口千人当たり出生率は、おおむね4.5%前後で推移していますが、各年ともに山口県に比べると低くなっています。

■ 出生数の推移 ■

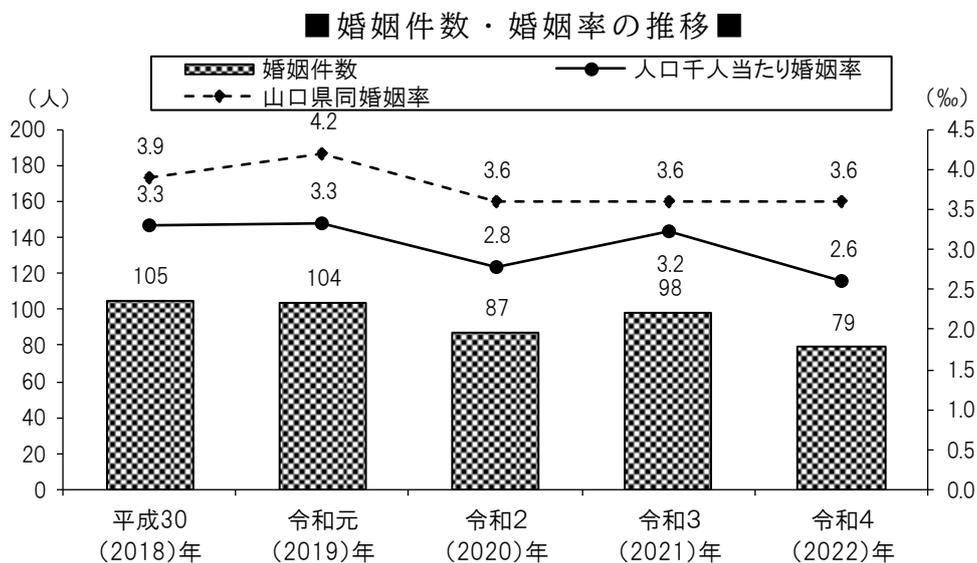


※数値は、各年1月1日時点の数字で、前年の1月1日から12月31日までの合計
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(4) 婚姻件数・婚姻率

本市の婚姻件数は、平成30(2018)年の105件から増減を繰り返しています。

人口千人当たり婚姻率は、おおむね3.0%前後で推移していますが、各年ともに山口県より低くなっています。

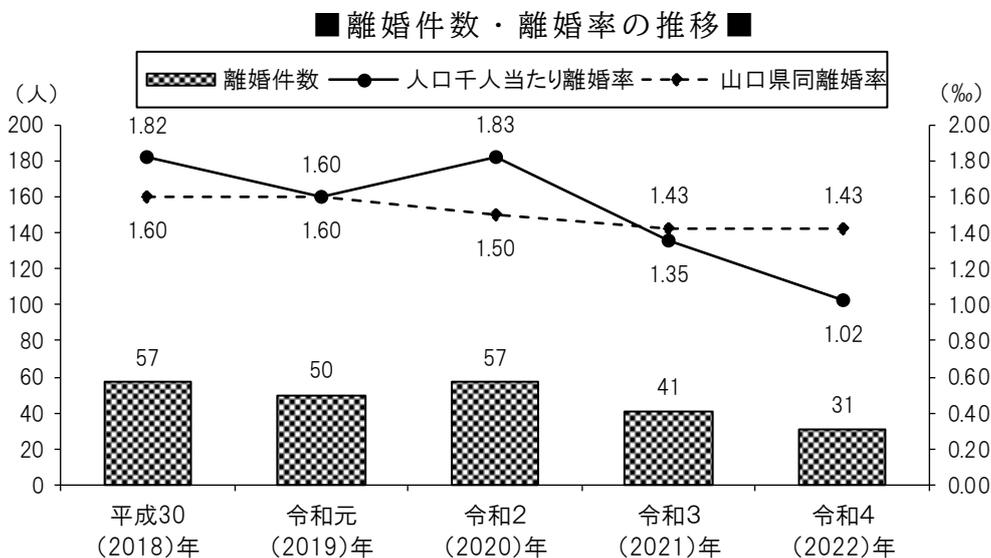


資料：山口県保健統計年報

(5) 離婚件数・離婚率

本市の離婚件数は、令和2(2020)年の57件以降減少傾向で推移しています。

人口千人当たり離婚率は、平成30(2018)年の1.82%から令和4(2022)年の1.02%に減少しています。令和3(2021)年以降の離婚率は、山口県を下回っています。



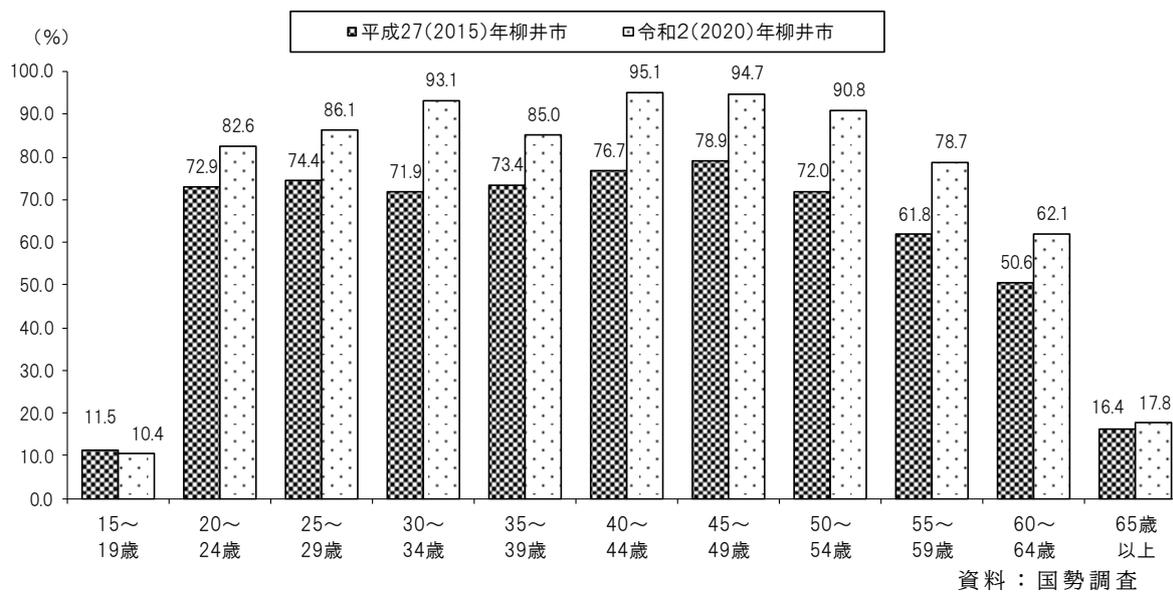
資料：山口県保健統計年報

(6) 女性の就労状況

平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、15～19 歳の就業率は減少していますが、20～24 歳以降の就業率は、いずれの年代においても増加しています。

特に、30～34 歳の就業率の増加が顕著になっています。

■ 女性の就業率の推移 ■



■ 女性の就業率の推移 ■

単位 (%)

区分	令和2(2020)年柳井市	令和2(2020)年山口県	令和2(2020)年全国
15～19歳	10.4	14.0	14.2
20～24歳	82.6	71.0	59.7
25～29歳	86.1	76.3	68.9
30～34歳	93.1	69.2	64.5
35～39歳	85.0	71.8	64.9
40～44歳	95.1	75.5	68.5
45～49歳	94.7	77.3	70.6
50～54歳	90.8	76.3	70.2
55～59歳	78.7	72.0	68.0
60～64歳	62.1	58.9	57.3
65歳以上	17.8	18.0	18.1

資料：国勢調査

2 就学前児童の状況

(1) 就学前児童の保育形態

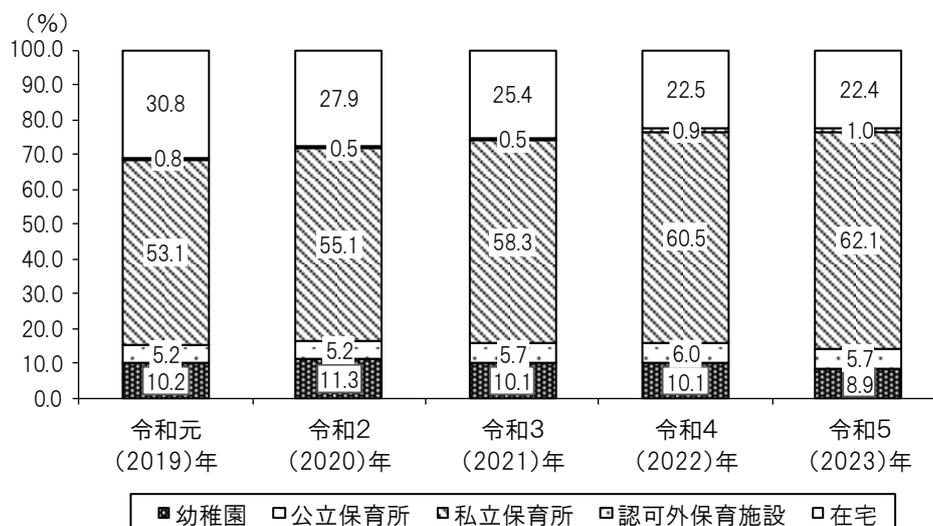
■ 就学前児童の保育形態 ■

(単位：人)

区別	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
幼稚園	117	128	108	100	81
公立保育所	60	59	61	59	52
私立保育所	611	623	622	600	568
認可外保育施設	9	6	5	9	9
在宅	354	315	271	223	205
就学前児童数 (計)	1,151	1,131	1,067	991	915

資料：就学前児童数は各年3月末現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む。）
 幼稚園児童数は各年5月1日調査（管外施設利用者を含む。受託分を除く。）
 保育所児童数は各年4月1日調査（管外施設利用者を含む。受託分を除く。）
 認可外保育施設児童数は各年4月1日調査（市外からの入園児を除く。）

■ 就学前児童の保育形態割合 ■



(2) 令和5（2023）年の就学前児童の年齢別保育形態

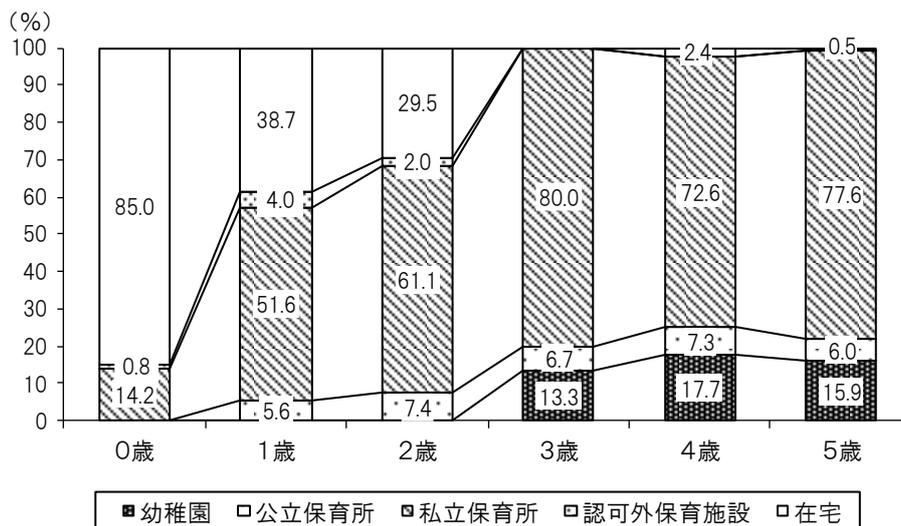
■ 就学前児童の保育形態（令和5（2023）年） ■

（単位：人）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園	0	0	0	20	29	32
公立保育所	0	7	11	10	12	12
私立保育所	18	64	91	120	119	156
認可外保育施設	1	5	3	0	0	0
在宅	108	48	44	0	4	1
合計	127	124	149	150	164	201

資料：就学前児童数は3月末現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む。）
 幼稚園児童数は各年5月1日調査
 保育所児童数は各年4月1日調査
 認可外保育施設児童数は各年4月1日調査

■ 就学前児童の保育形態割合（令和5（2023）年） ■



(3) 保育所、幼稚園、認可外保育施設の状況（市内）

① 保育所の状況【保育所数 11 か所：公立 2 か所、私立 9 か所】

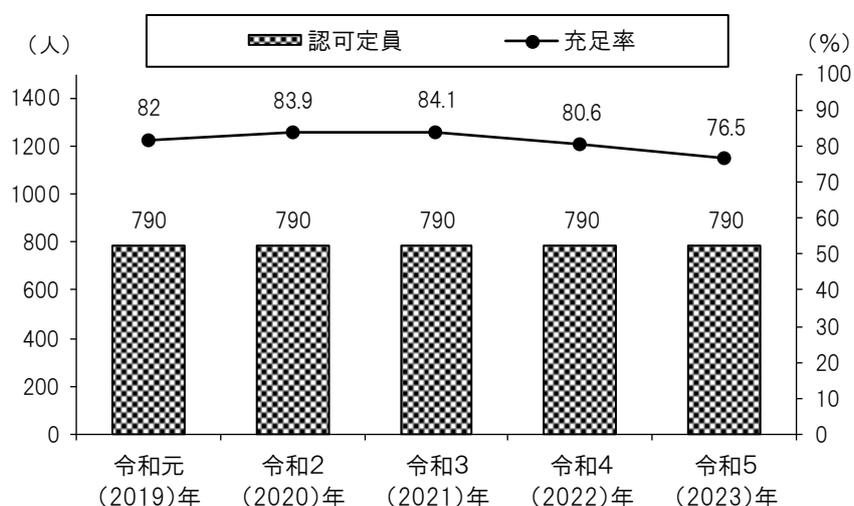
■ 入所児童数と待機児童数 ■

（単位：人）

区分	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
待機児童数	0	0	0	0	0
入所児童数	648	663	664	637	604

資料：入所児童は各年 4 月 1 日現在（他市町との委託及び受託分を除く。）

■ 認可保育所定員と充足率 ■



資料：入所児童は各年 4 月 1 日現在（他市町との委託及び受託分を除く。）

■ 認可保育所の地区別状況（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在） ■

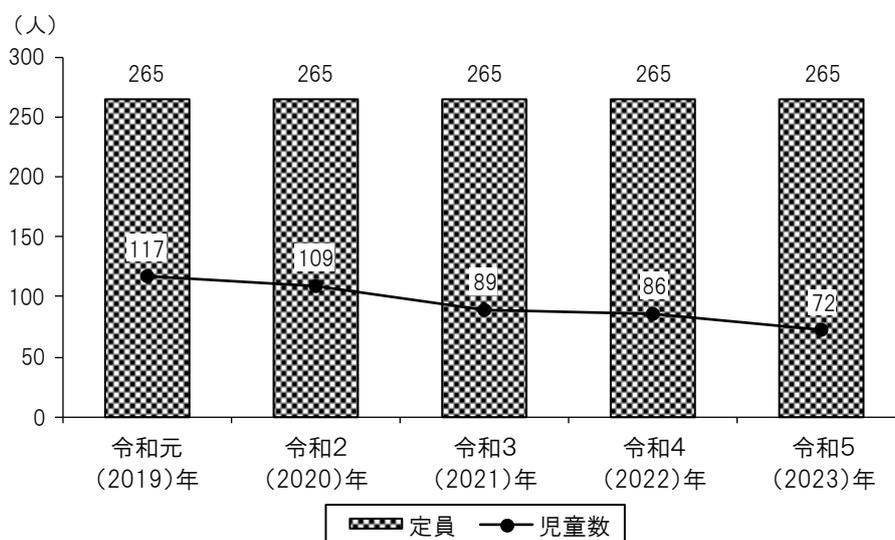
（単位：人）

地区	施設名	設置者	利用定員	入所児童数	備考
柳井	ルンビニ保育園	(社福)文殊会	100	106(5)	
	ルンビニ第二保育園	(社福)文殊会	90	96(1)	
	放光保育園	(社福)放光福祉会	90	90(1)	
	若葉保育園	(社福)八波会	70	74(3)	
	羽仁保育園	(社福)羽仁保育園	50	54(4)	
日積	ひづみ保育園	(社福)ひづみ保育園	30	25(2)	
伊陸	伊陸保育園	(社福)最勝会	20	22(3)	
新庄	新庄保育園	(社福)新庄保育園	60	54(0)	
余田	余田保育園	(社福)余田保育園	60	60(10)	送迎バス有
伊保庄	柳井南保育所	柳井市	50	34(1)	
大島	大島保育所	柳井市	40	19(0)	
合計	11 か所(公立 2、私立 9)		660	634(30)	

※入所児童数のうち（ ）は市外からの入所数

② 幼稚園の状況【市内私立幼稚園2か所】

■ 幼稚園児の推移と定員数 ■



資料：各年5月1日調査（市外分を含む。）

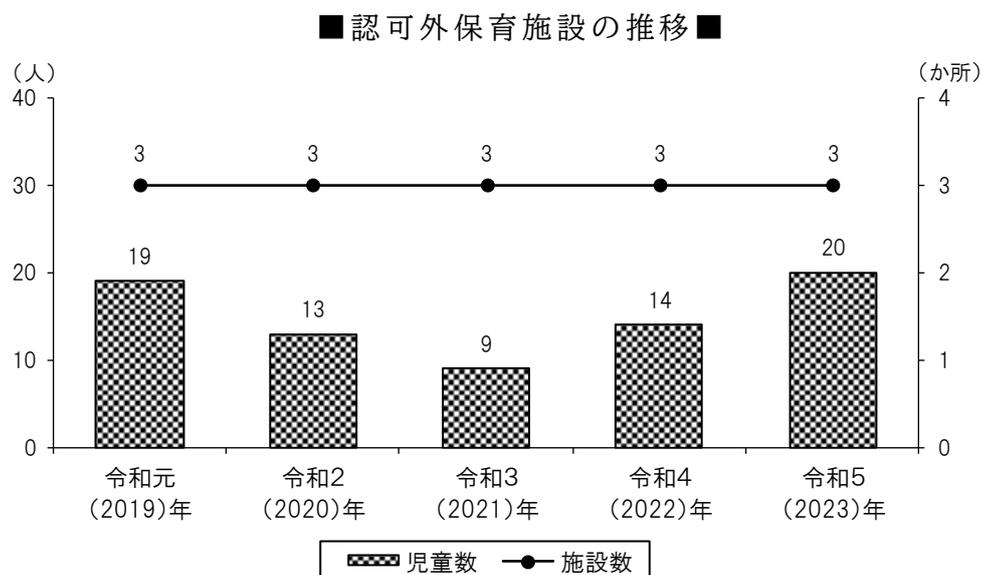
■ 幼稚園の地区別状況（令和5（2023）年5月1日現在） ■

（単位：人）

地区	施設名	設置者	定員	入所児童数
柳井	柳井幼稚園	(学)柳井幼稚園	175	41(2)
	柳美幼稚園	(学)柳井聖恵学園	90	31(1)

※（ ）は市外からの入園児数
 ※柳井幼稚園は令和6年3月31日休園

③ 認可外保育施設の状況



資料：各年4月1日調査（市外分を含む。）

■ 認可外保育施設の地区別状況（令和5（2023）年4月1日現在） ■

（単位：人）

地区	施設名	施設種別	定員	入所児童数
柳井	JA 山口厚生連周東総合病院内たんぼぼ保育園	病院内保育	20	8(5)
柳井	双葉愛保育園	一般認可外	36	5(2)
伊保庄	国立病院機構柳井医療センターふたば保育園	病院内保育	25	7(4)

※（ ）は市外からの入所数

(4) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、次の19の事業を実施することになっていきます。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
- ⑮ 児童育成支援拠点事業【新規】
- ⑯ 親子関係形成支援事業【新規】
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業【新規】
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
- ⑲ 産後ケア事業【新規】

令和4(2022)年改正児童福祉法施行に伴い創設

令和7(2025)年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設

※⑭⑮⑯の事業は、努力義務に当たる事業です。

※⑰の事業は、努力義務に当たる事業です。

※⑱の事業は、令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化を図ります。また、令和8(2026)年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。

※⑲の事業は、努力義務に当たる事業です。

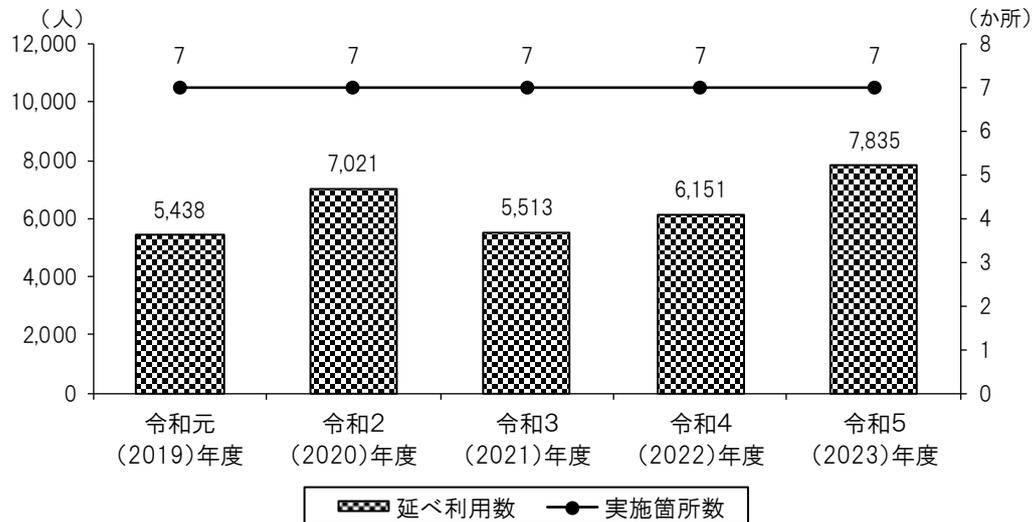
① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての情報提供、相談助言、その他の援助を行います。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の推移■



※延べ利用数は子どもの人数

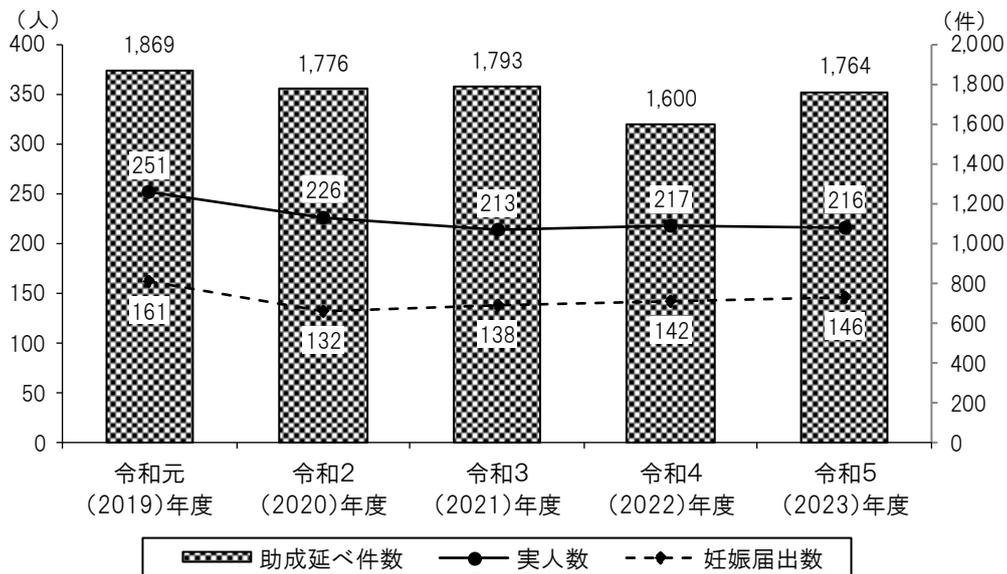
■地域子育て支援拠点事業の地区別状況（令和5（2023）年4月1日現在）■

地区	施設名	設置場所	実施形態	開設日数 (週)	開設時間 (1日)
柳井	ぞうさんよちよちクラブ	ルンビニ保育園	一般型	5日	6時間
	グリーンディ	若葉保育園	一般型	5日	6時間
	ひだまりクラブ	ルンビニ第二保育園	小規模型指定施設	5日	6時間
日積	ひづみ子育て支援センター トライアングル	ひづみ保育園	小規模型指定施設	5日	5時間
伊陸	伊陸子育て支援センター (遊ぼう・話そう)	伊陸保育園	小規模型指定施設	5日	6時間
伊保庄	ホットみなみ	柳井南保育所	小規模型指定施設	5日	5時間
大島	大島キッズステーション	大島保育所	小規模型指定施設	5日	5時間

③ 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に医療機関の健康診査無料受診票（14回分・多胎妊婦の場合は5回分を追加）を交付し、出産世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦と胎児の健康の確保と安全・安心な出産を支援します。

■ 妊婦健康診査事業の助成件数及び実人数の推移 ■



■ 受診率 ■

(単位：%)

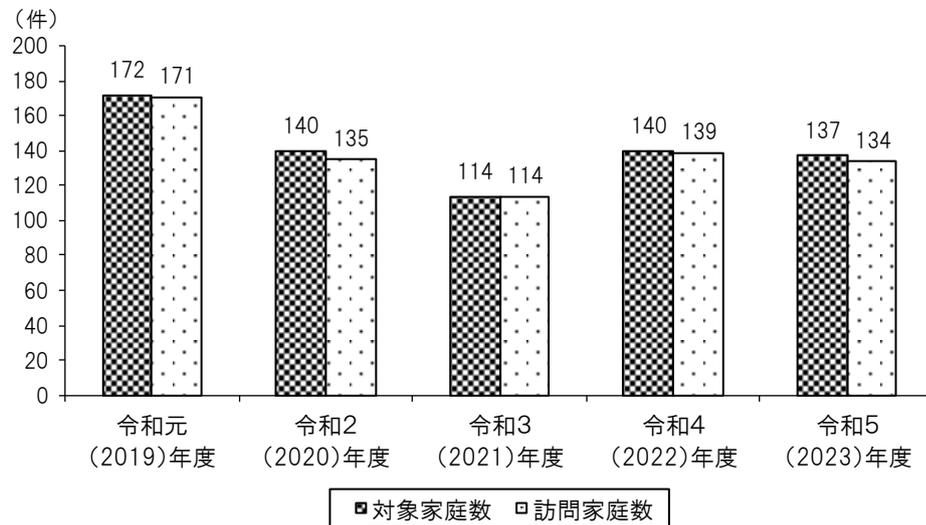
区分	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
前期(1回目)	98.10	102.30	100.70	97.10	101.40
後期(11回目)	83.10	105.40	85.90	79.90	83.60

※令和5(2023)年度の後期は12回目

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や様々な行政サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図ります。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問数の推移■

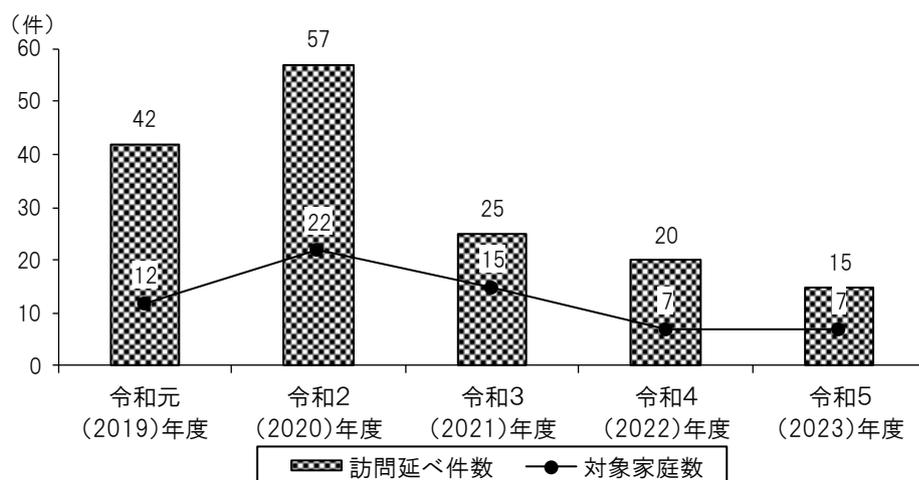


⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

● 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅訪問し、養育に関する指導、助言等の支援を行います。

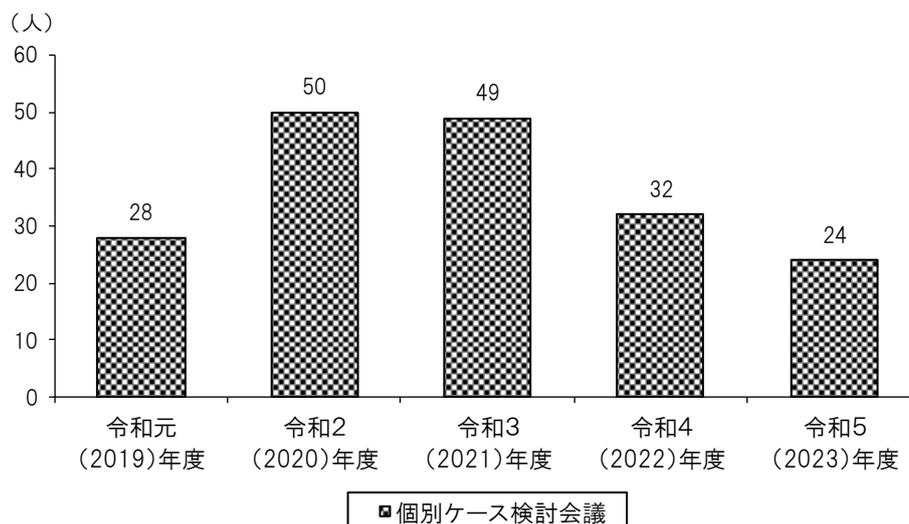
■専門的相談支援（保健師による家庭訪問）の推移■



● 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

教育・保健・福祉等の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童等対策地域協議会を設置し、要保護児童等を支援します。

■ 個別ケース検討会議の推移 ■



⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

● 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
委託施設	1 か所 (社福)共楽園	1 か所 (社福)共楽園	2 か所 (社福)共楽園 (社福)はるか	2 か所 (社福)共楽園 (社福)はるか	3 か所 (社福)共楽園 (社福)はるか (社福)防府海北園
対象家庭数	0 件	0 件	2 件	3 件	5 件
延べ利用児童数	0 人	0 人	32 人	12 人	44 人

● 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の事由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

○本市では、実施なし

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人と、行いたい人との相互の援助活動を連絡・調整し、急な残業や緊急時等における変動的・変則的な保育に対応することにより、就労者が仕事と家庭を両立させ、安心して働けるよう支援します。

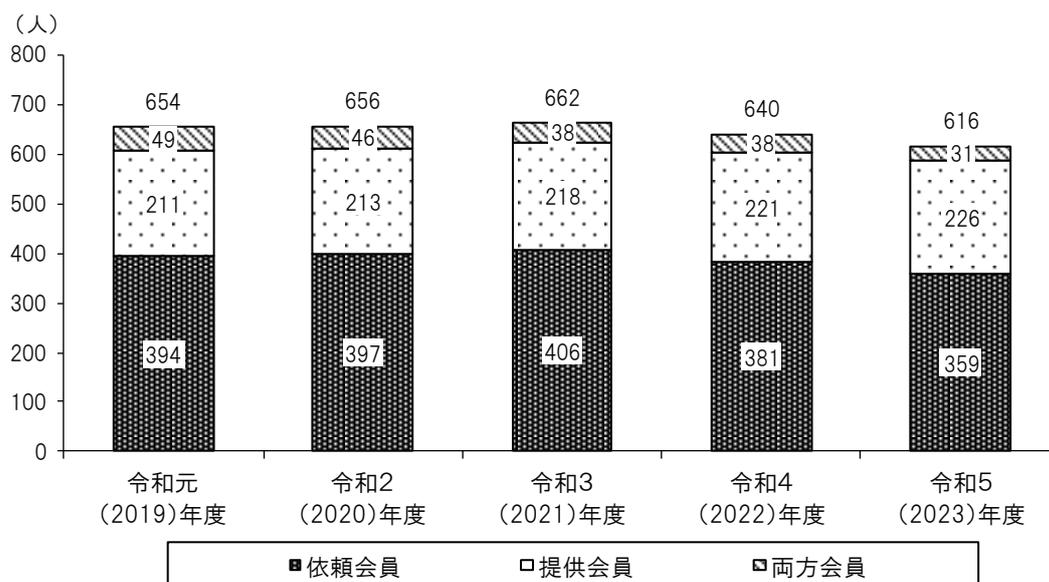
■ファミリー・サポート・センター事業の推移■

（単位：人、件）

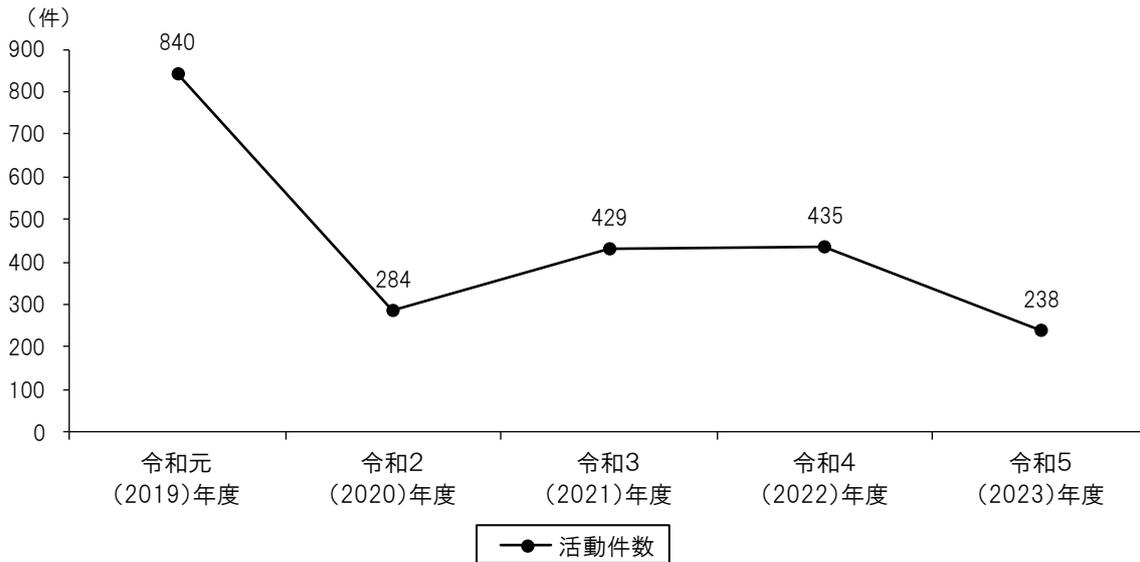
	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
依頼会員	394	397	406	381	359
提供会員	211	213	218	221	226
両方会員	49	46	38	38	31
合計	654	656	662	640	616
活動件数	840	284	429	435	238

※ファミリー・サポート・センター事業は柳井市・田布施町・平生町の合同事業として実施
（会員数は各年度3月31日現在の1市2町の合計。活動件数は柳井市のみ）

■ファミリー・サポート・センター事業の推移（会員数）■



■ ファミリー・サポート・センター事業の推移（活動件数） ■



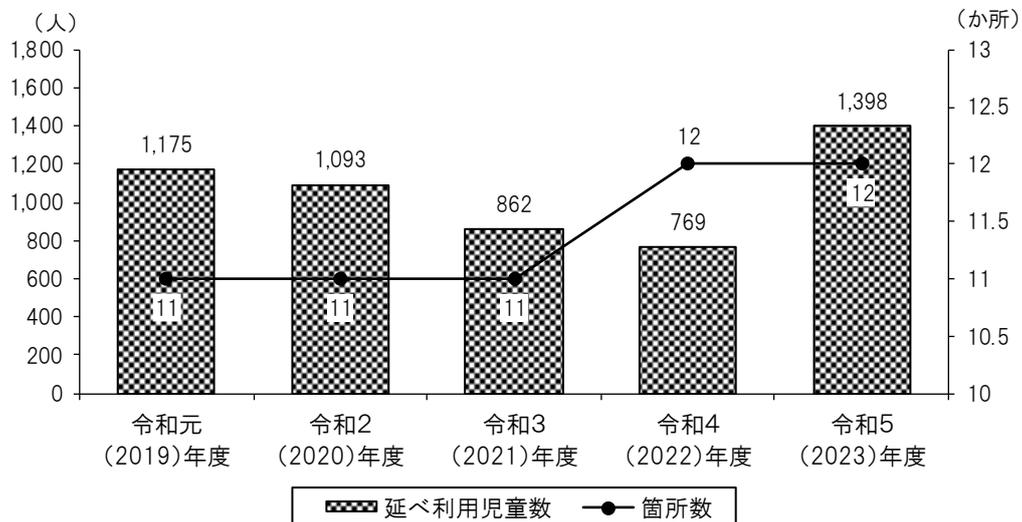
■ 令和5（2023）年度の活動実績状況（柳井市のみ） ■

区分	件数(件)
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	3
(2) 保育施設までの送迎	12
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	8
(4) 子どもの習い事等の場合の援助	41
(5) 児童クラブの送迎	31
(6) その他	143
合計	238

⑧ 一時預かり事業

保護者の疾病等の事由により家庭における保育が一時的に困難になった場合に、保育所及び幼稚園において保育を実施することによって、子育て家庭を支援します。

■ 一時預かり事業の推移 ■

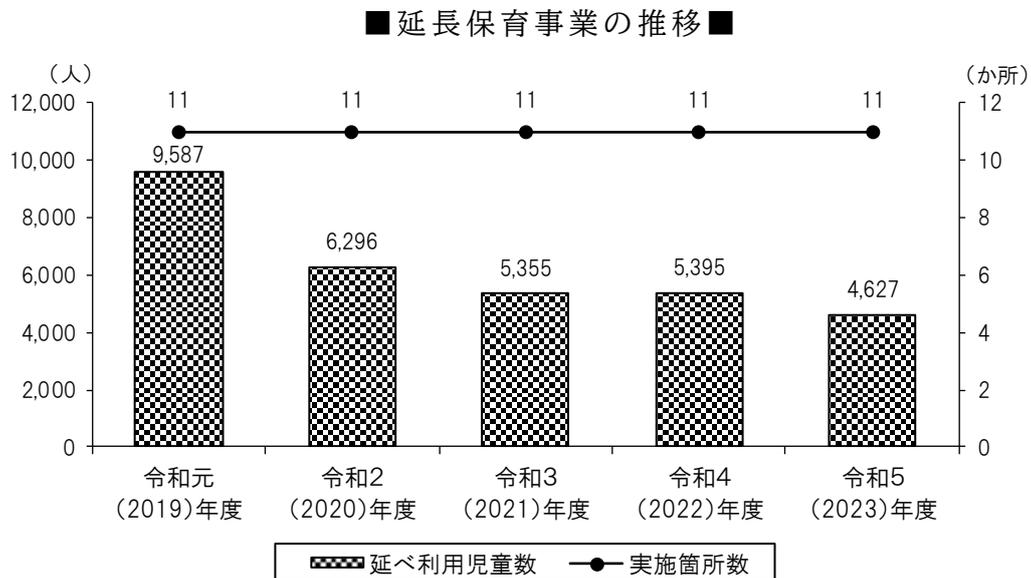


■ 一時預かり事業の地区別状況（令和5（2023）年度） ■

地区	施設名	設置者	実績(件)
柳井	柳美幼稚園	(学)柳井聖恵学園	52
	ルンビニ保育園	(社福)文殊会	418
	ルンビニ第二保育園	(社福)文殊会	118
	放光保育園	(社福)放光福祉会	0
	若葉保育園	(社福)八波会	131
	羽仁保育園	(社福)羽仁保育園	213
日積	ひづみ保育園	(社福)ひづみ保育園	273
伊陸	伊陸保育園	(社福)最勝会	54
新庄	新庄保育園	(社福)新庄保育園	33
伊保庄	柳井南保育所	柳井市	0
大畠	大畠保育所	柳井市	5
余田	余田保育園	(社福)余田保育園	101
合計	保育所 11 か所(公立2、私立9)、私立幼稚園 1 か所		1,398

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常保育（11時間）を超える保育需要に対応するため、30分～1時間程度の延長保育を実施しています。



■ 延長保育事業の地区別施設状況（令和5（2023）年4月現在） ■

地区	施設名	開所時間(11時間)	延長を含めた開所時間
柳井	ルンビニ保育園	7時～18時	7時～19時
	ルンビニ第二保育園	7時～18時	7時～19時
	放光保育園	7時～18時	7時～19時
	若葉保育園	7時～18時	7時～19時
	羽仁保育園	7時～18時	7時～19時
日積	ひづみ保育園	7時～18時	7時～19時
伊陸	伊陸保育園	7時～18時	7時～19時
新庄	新庄保育園	7時～18時	7時～18時30分
余田	余田保育園	7時～18時	7時～19時
伊保庄	柳井南保育所	7時30分～18時30分	7時～19時
大畠	大畠保育所	7時30分～18時30分	7時～19時

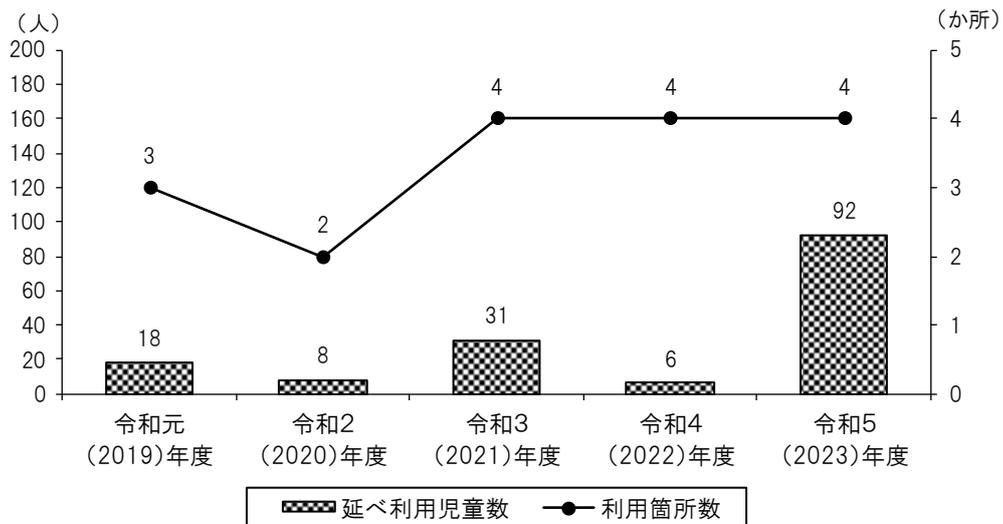
⑩ 病児・病後児保育事業

乳幼児や児童が病気又は病気回復期にあり、集団保育や家庭における保育が困難な場合に、一時的に当該児童等の保育を行います。

市内に事業実施施設はありませんが、平成 28（2016）年度に、平生町、田布施町と共同で、平生町に病後児保育室「のびのび」を開設し、令和 3（2021）年度からは、病児保育室「のびのび」として事業を実施しています。

あわせて、広島広域都市圏や山口県全域の市町と相互利用協定を締結し、病児・病後児保育事業の広域での利用を可能としています。

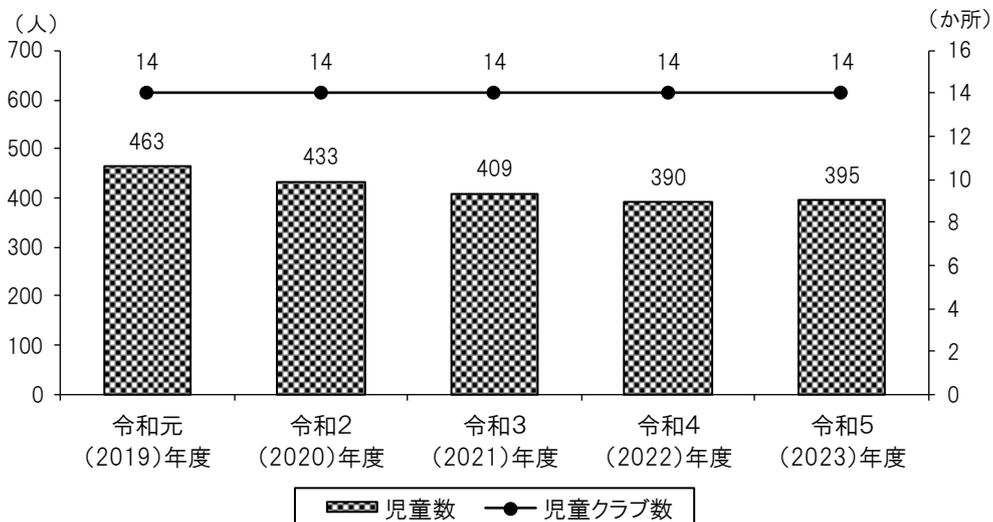
■病児・病後児保育事業の推移■



⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に学校の敷地内等で適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の不安解消と児童の健全な育成を図ります。

■放課後児童クラブの推移■



※児童数は5月1日現在の登録児童数

■ 児童クラブの学校別状況（令和6（2024）年度） ■

地区	学校名	児童クラブ名	設置場所	運営方法	定員
柳井	柳井小学校	柳井 1 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	35 人
		柳井 2 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	35 人
		柳井 3 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	40 人
	柳東小学校	柳東 1 児童クラブ	柳東小学校敷地内	直営	20 人
		柳東 2 児童クラブ	柳東小学校敷地内	直営	40 人
柳北小学校	若葉児童クラブ	若葉保育園内	委託	25 人	
日積	日積小学校	ひづみ児童クラブ	ひづみ保育園内	委託	20 人
伊陸	伊陸小学校	伊陸児童クラブ	伊陸公民館内	委託	20 人
新庄	新庄小学校	新庄 1 児童クラブ	新庄小学校敷地内	直営	40 人
		新庄 2 児童クラブ	新庄小学校敷地内	直営	40 人
余田	余田小学校	余田児童クラブ	余田保育園内	委託	15 人
伊保庄	小田小学校	小田児童クラブ	伊保庄北文化会館内	直営	20 人
	柳井南小学校	柳井南児童クラブ	柳井南保育所敷地内	委託	10 人
大畠	大畠小学校	大畠児童クラブ	大畠小学校敷地内	委託	40 人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成するものです。

○本市では、事業実施なし

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するものです。

○本市では、事業実施なし

3 ニーズ調査結果に見る本市の特徴

(1) 調査の概要

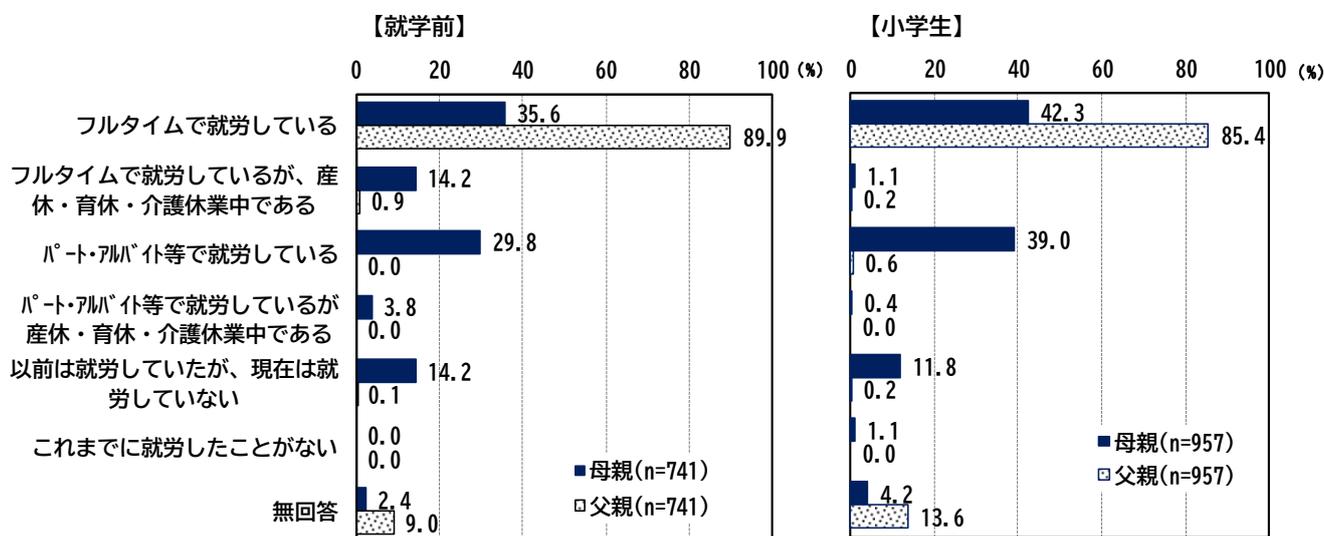
区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1 調査対象者	市内に居住する就学前の全児童の保護者	市内に居住する全小学生の保護者
2 調査方法	・市内認可保育所・幼稚園を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収 ・WEB回答	・市内小学校を通じて配布・回収 ・郵送による配布・回収 ・WEB回答
3 調査期間	令和6(2024)年 3月1日～3月14日	令和6(2024)年 3月1日～3月14日
4 回収状況	配布数 1,059件(前回1,308件) 回答数 741件(前回1,047件) (アンケート用紙606件・WEB135件) 回収率 70.0%(前回80.0%)	配布数 1,278件(前回743件) 回答数 957件(前回657件) (アンケート用紙796件・WEB161件) 回収率 74.9%(前回88.4%)

(前回調査 平成30(2018)年12月3日～12月17日)

(2) 主要調査結果の概要

●母親の就労状況(就学前、小学生)

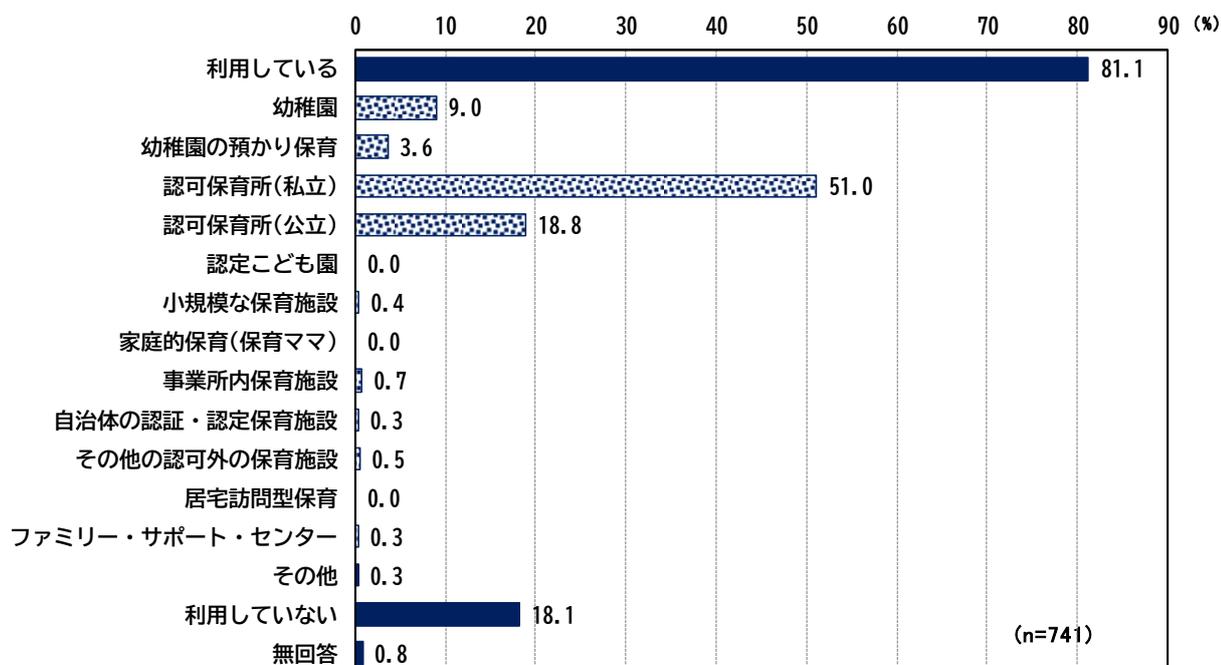
「フルタイムで就労している」は、就学前では35.6%(前回31.9%)ですが、小学生になると42.3%(前回35.6%)に増加しています。また、就学前では、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が14.2%見られます。



●利用している定期的な幼稚園・保育所等のサービス

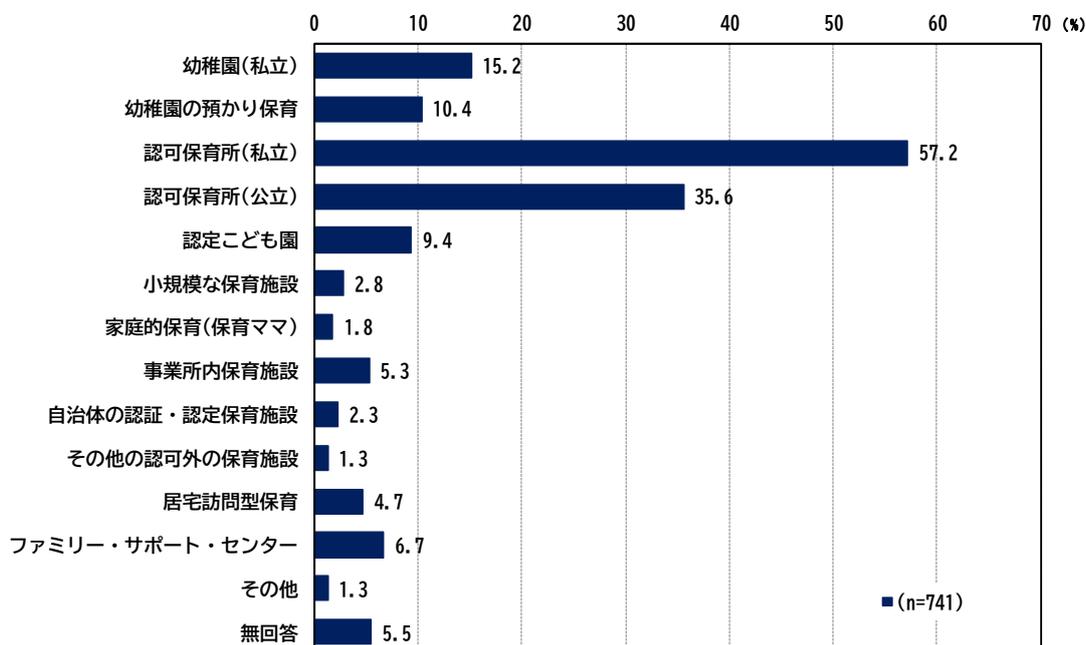
現在、幼稚園や保育所等の「定期的なサービス」を利用しているのは、平成30年度調査（以下「前回」という。）の78.3%から81.1%となり、2.8ポイント増加しています。

「定期的なサービス」の内訳としては、「認可保育所（私立）」が51.0%と最も多く、次いで「認可保育所（公立）」（18.8%）、「幼稚園」（9.0%）となっており、前回よりも「認可保育所」が増加しています。



●今後利用したい定期的な幼稚園・保育所等のサービス（就学前）

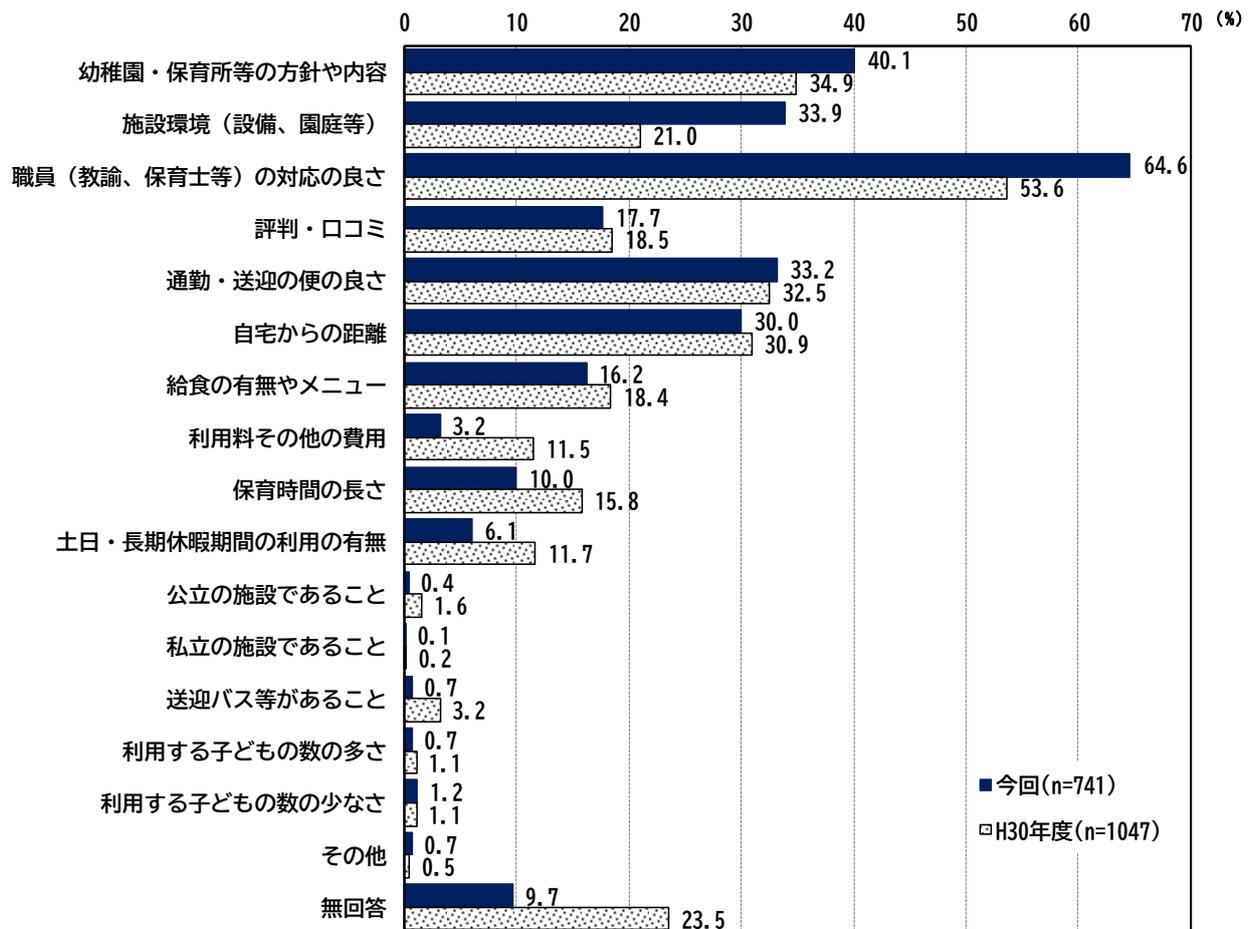
今後、利用したい定期的な幼稚園・保育所等のサービスとしては、「認可保育所（私立）」が57.2%と最も多くなっています。次いで「認可保育所（公立）」（35.6%）、「幼稚園（私立）」（15.2%）、「幼稚園の預かり保育」（10.4%）、「認定こども園」（9.4%）となっています。



●教育・保育サービスを利用する際に重視すること（就学前）

利用する施設を選ぶ際に重視したいこととしては、「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」が64.6%と最も多くなっています。次いで「幼稚園・保育所等の方針や内容」（40.1%）、「施設環境（設備、園庭等）」（33.9%）、「通勤・送迎の便の良さ」（33.2%）、「自宅からの距離」（30.0%）となっています。

前回と比べると、「施設環境（設備、園庭等）」（21.0%→33.9%：12.9ポイント増）や「職員（教諭、保育士等）の対応の良さ」（53.6%→64.6%：11.0ポイント増）の増加が大きくなっています。



●就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前 5歳以上）

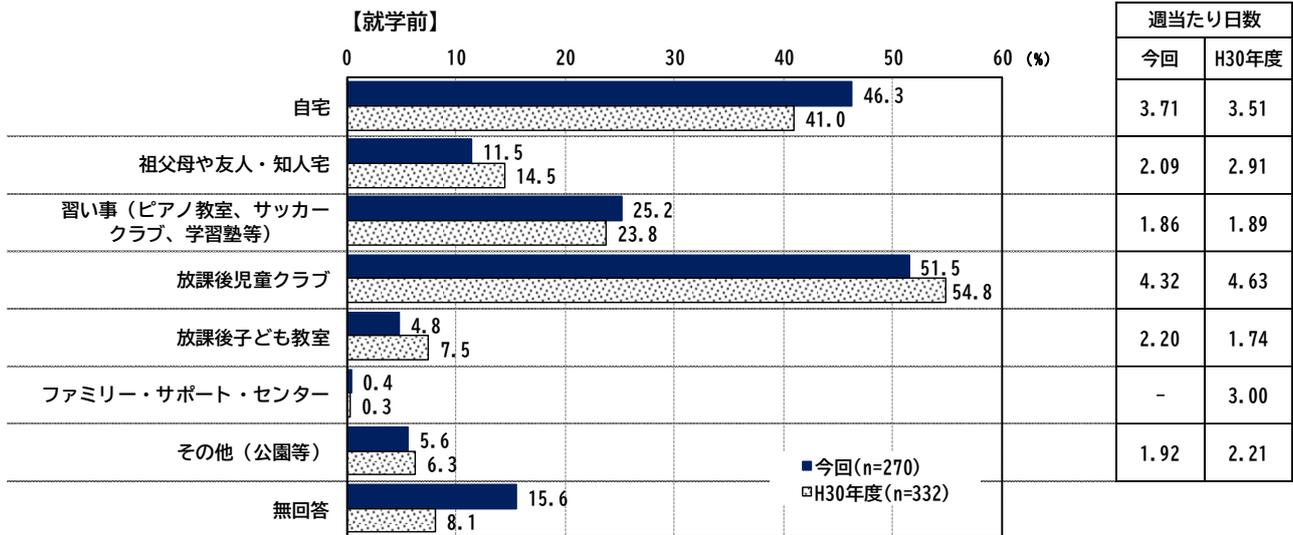
【小学校低学年（1～3年生）】

就学前児童が小学校低学年（1～3年生）になった時の放課後の過ごし方についてみると、「放課後児童クラブ」が51.5%と最も多く、週当たり日数は4.32日、終了時間は17時24分となっています。

次いで「自宅」が46.3%、週当たり日数は3.71日となっています。

3番目は、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が25.2%、週当たり日数は1.86日となっています。

前回との比率の差が見られますが、傾向としては、大きな変化は見られません。



	今回	H30年度
放課後児童クラブの終了時刻	17:24	17:35

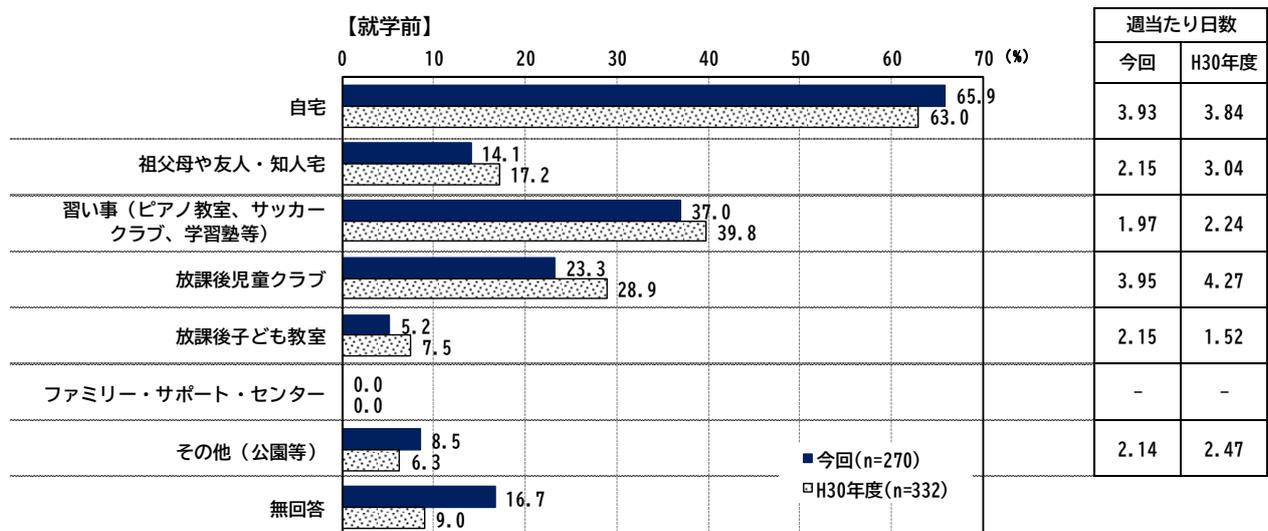
【小学校高学年 (4～6年生)】

就学前児童が小学校高学年 (4～6年生) になった時の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が 65.9% と最も多くなり、週当たり日数は 3.93 日となっています。

次いで「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が 37.0%、週当たり日数は 1.97 日となっています。

3 番目は、「放課後児童クラブ」が 23.3%、週当たり日数は 3.95 日、終了時間は 17 時 36 分となっています。低学年での利用意向率 51.5% と比べると、28.2 ポイント少なくなっています。

前回との比率の差が見られますが、傾向としては、大きな変化は見られません。



	今回	H30年度
放課後児童クラブの終了時刻	17:36	17:41

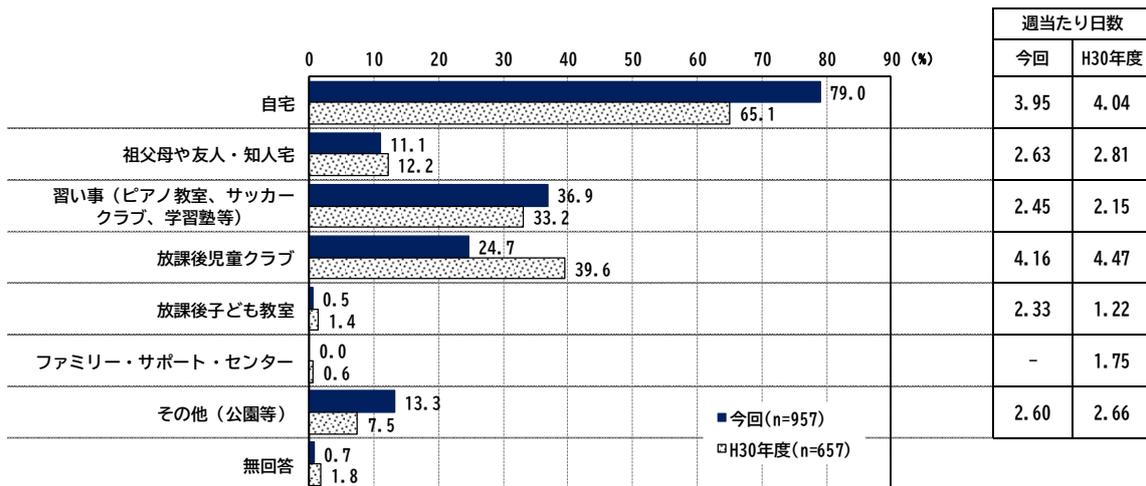
●小学生の現在の放課後の過ごし方（小学生）

小学生の現在の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が79.0%と圧倒的に多く、週あたり日数は3.95日となっています。

次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が36.9%、週あたり日数2.45日となっています。

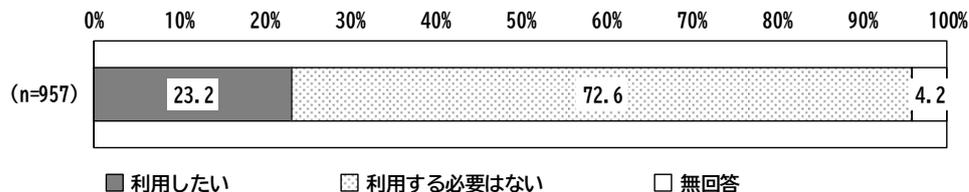
3番目は、「放課後児童クラブ」が24.7%、週あたり日数は4.16日となっています。

前回と比べると、「自宅」は65.1%から79.0%に、13.9ポイント増加し、「放課後児童クラブ」は39.6%から24.7%に、14.9ポイント減少しています。



●放課後児童クラブの今後の利用意向（小学生 平日）

放課後児童クラブの今後の利用意向は、平日では、「利用したい」が23.2%、このうち「6年生まで利用したい」が39.6%となっています。週あたり日数は4.44日、開始時刻は15時、終了時刻は17時27分となっています。

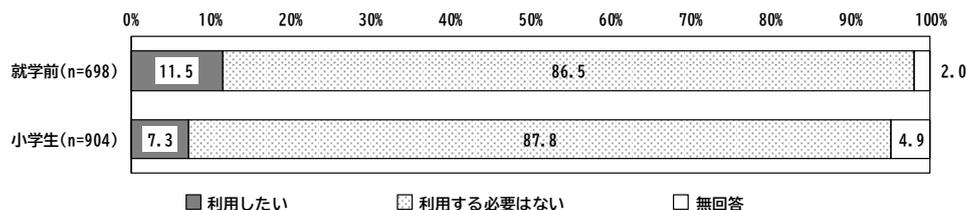


利用したい学年 (%)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	無回答
	0.5	4.5	17.6	30.2	6.8	39.6	0.9

週あたり利用日数 (日)	4.44	利用時間帯 平均	開始	15:00	終了	17:27
--------------	------	----------	----	-------	----	-------

●ファミリー・サポート・センターの利用状況について（就学前、小学生）

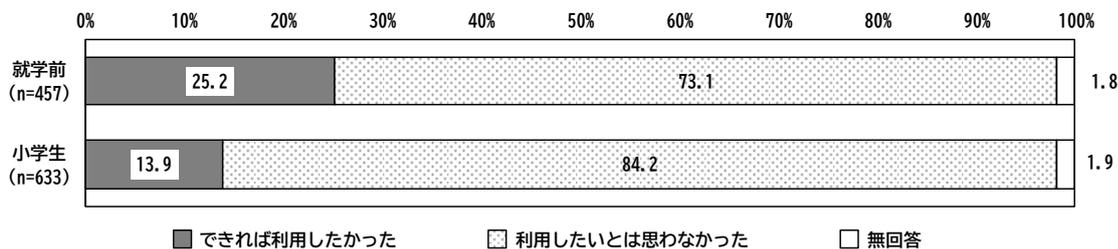
ファミリー・サポート・センターを利用したことがない人の今後の利用意向をみると、「利用したい」は、就学前で11.5%、小学生で7.3%となっています。



	月あたり利用回数	1回あたりの時間
就学前	2.68回/月	2.61時間
小学生	3.12回/月	2.84時間

●病児・病後児保育等の利用意向（就学前、小学生）

父親又は母親が休んだ際に、病児・病後児保育等を「できれば利用したかった」は就学前で 25.2%、年間 6.84 日、小学生で 13.9%、年間 5.83 日となっています。

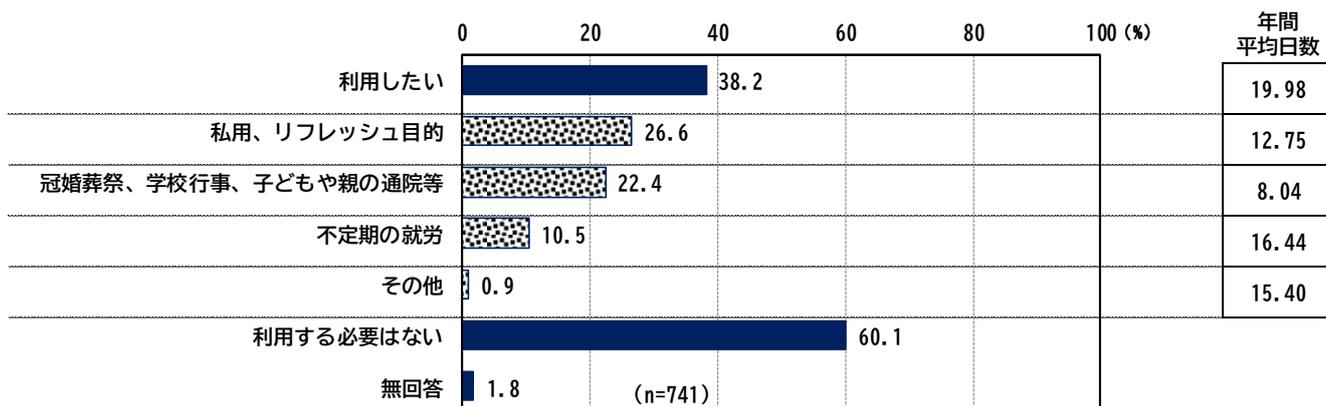


できれば利用したかった		
就学前	6.84	日/年
小学生	5.83	日/年

●一時預かり等のサービスを利用したい目的（就学前）

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かり等のサービスの利用意向をみると、「利用したい」は 38.2%、その年間平均日数は 19.98 日となっています。

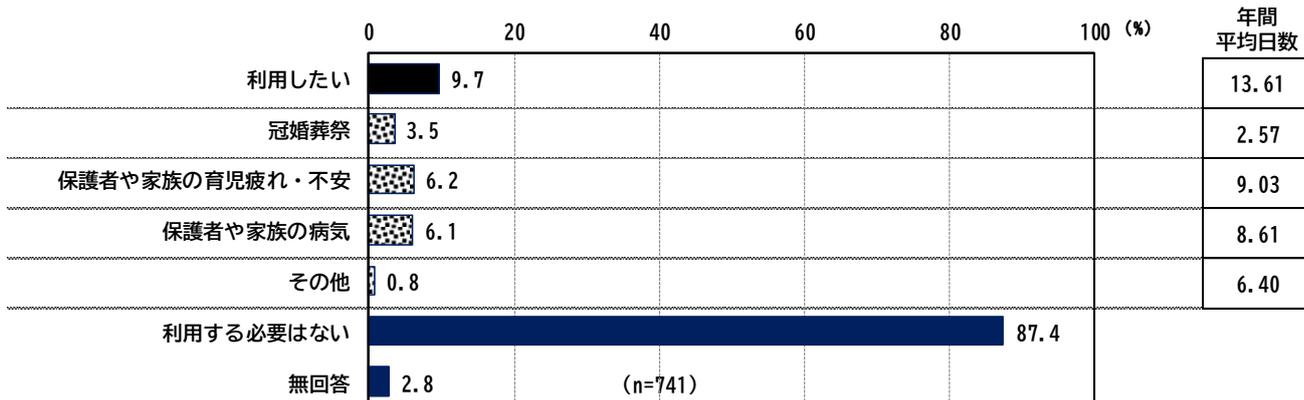
【就学前】



●短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向（就学前）

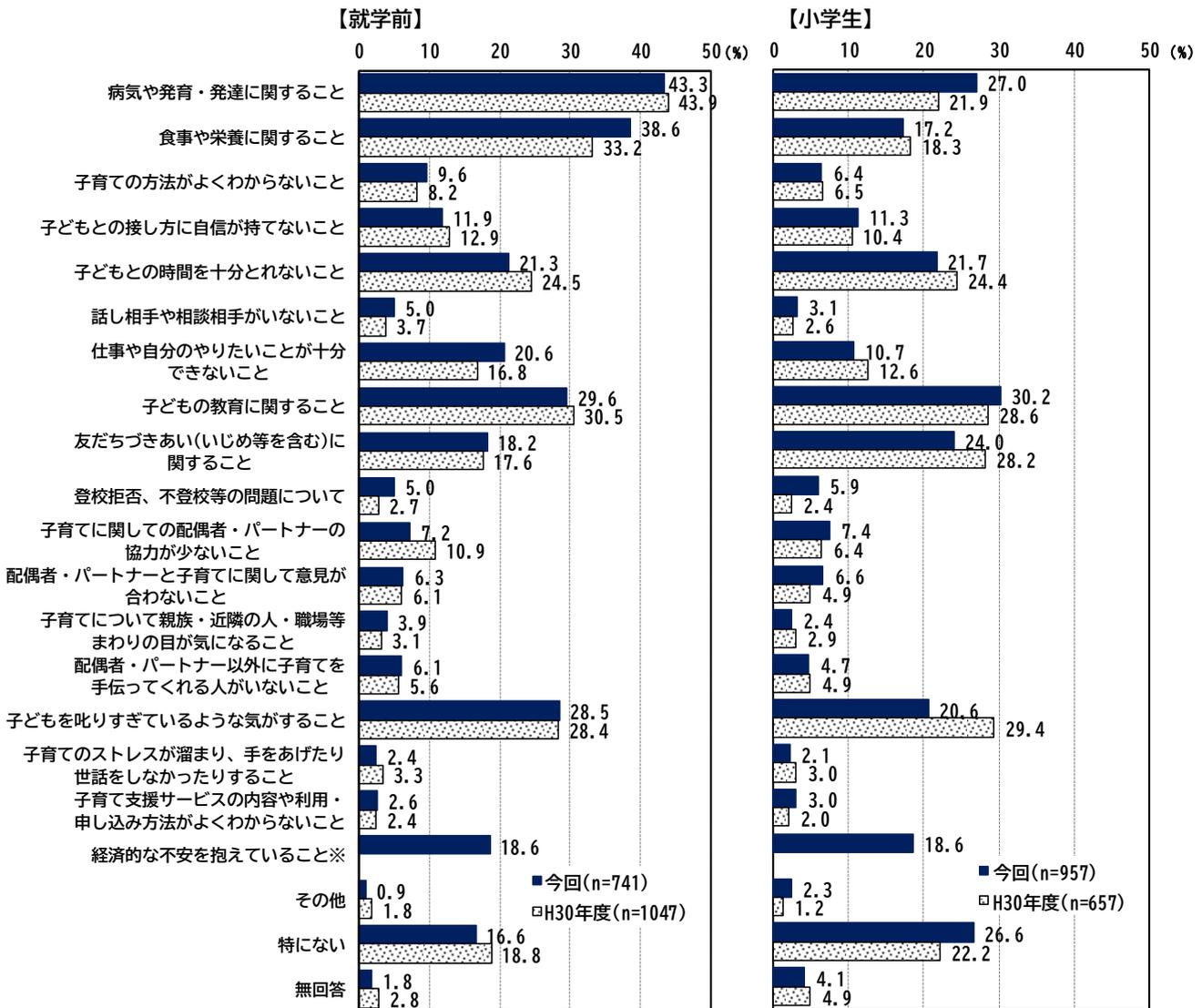
短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用希望についてみると、「利用したい」は 9.7%、年間平均日数は 13.61 日となっています。

【就学前】



●子育てに関する不安や悩み（就学前、小学生）

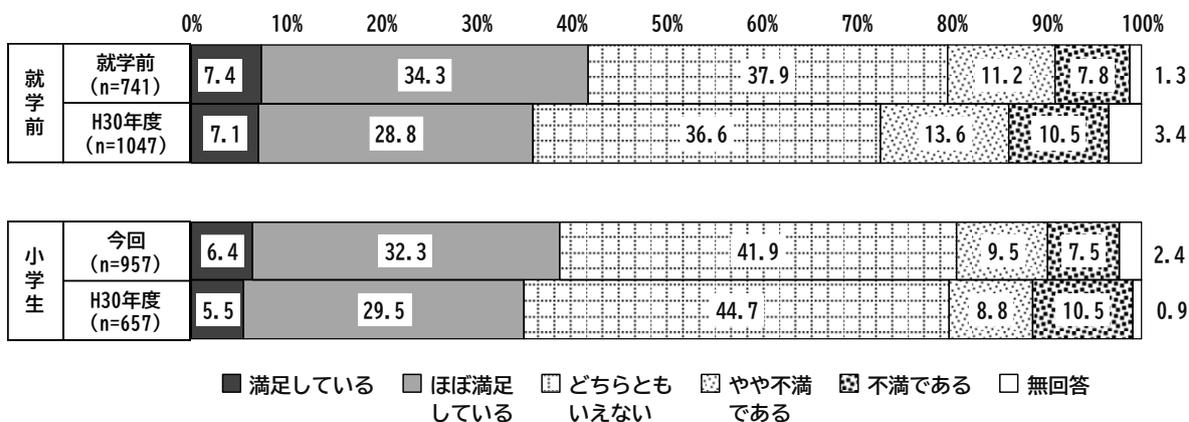
子育てに関する不安や悩みとしては、就学前、小学生とも、病気や発育・発達、教育に関すること、叱りすぎ、子どもとの時間が共通して多く挙げられています。これらに加えて、就学前では「食事や栄養に関すること」、小学生では「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が上位にランクされています。前回に比べると、就学前では「食事や栄養に関すること」(33.2%→38.6%)の増加、小学生では「子どもを叱りすぎているような気がすること」(29.4%→20.6%)の減少が他の項目に比べて大きくなっています。



(注) ※印は、今回調査から追加した

●子育て環境や支援に対する満足度（就学前、小学生）

本市の子育て環境や支援について、満足率（「満足している」+「ほぼ満足している」）をみると、就学前では前回の35.9%から41.7%に5.8ポイント増加し、小学生では35.0%から38.7%に3.7ポイント増加しています。



●充実してほしい支援策（就学前、小学生）

子育て支援の充実を図ってほしいと期待していることとしては、就学前、小学生とも1～4位までの上位項目は、共通しています。第5位には、就学前では「保育所(園)や幼稚園にかかる出費負担の軽減」、小学生では「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対する改善への働きかけ」がランクされています。

前回と比べると、就学前では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対する改善への働きかけ」の増加が目立ちます。

就 学 前	
子連れでも出かけやすく楽しめる場所	75.7%
安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備	49.9%
親子でも楽しめるイベントの開催	44.1%
親子が安心して集まれる身近な場	40.1%
保育所(園)や幼稚園にかかる出費負担の軽減	38.5%
小 学 生	
子連れでも出かけやすく楽しめる場所	50.5%
安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備	50.3%
親子でも楽しめるイベントの開催	30.4%
親子が安心して集まれる身近な場	29.0%
残業時間の短縮や休暇の取得促進等、企業に対する改善への働きかけ	24.6%

4 第2期計画の検証と評価

主要施策1 子育て家庭への支援の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

関連事業	検証と評価
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	7か所のセンターがありますが、新規利用者は、減少傾向にあります。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	ファミリー・サポート・センターは相互援助活動の重要な事業ですが、会員数は、減少傾向にあります。
病児保育事業	平生町・田布施町と共同実施や他市施設を利用していますが、より利用しやすい体制を整備する必要があります。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	ショートステイについては3か所で委託実施していますが、認知度が低く、利用実績が少ない状況です。
民生委員・児童委員、主任児童委員	年間4,000件近い相談支援を行っていますが、地域社会や生活環境の変化に伴い相談内容が多様化、複雑化しており、それらへの対応が求められています。

(2) 経済的負担の軽減

関連事業	検証と評価
利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）	保健師・助産師による相談への対応をしているやなでこ相談室が個別ニーズの把握、相談の場として機能していくための周知の方法や対象者が必要なサービス等を円滑に利用できるよう支援していく必要があります。
児童手当	
乳幼児・子ども医療費の助成事業	
幼児教育・保育の無償化	
保育料の軽減	
多子世帯副食費軽減事業	
不妊治療費助成事業	今後の事業継続のためにも、本事業の不妊に悩む夫婦への周知状況について把握する必要があります。
妊婦健康診査事業	妊娠中の歯科健診受診率については、受診率が向上するよう妊娠届出時の声掛けやPR等を実施していく必要があります。

(3) 相談体制、情報提供の充実

関連事業	検証と評価
教育相談体制の充実	不登校等の課題については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的・計画的に派遣する必要があります。
青少年相談事業	各学校、支援団体等と連携を細やかにすることにより、相談内容の複雑化への迅速な対応を図る必要があります。
家庭児童相談室	家庭内の問題の多様化により子育て等の相談ケースが複雑化しています。
子育て支援ポータルサイト	ニーズに応じた新規情報の追加や更新等、即時性が求められています。
DV相談体制の充実	DV相談への対応には専門的な知識を要するため、職員のスキルアップが求められています。また、相談があった場合には迅速かつ適切に対応するため、引き続き関係箇所との連携強化に努める必要があります。

主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子21）

(1) 安心して妊娠、出産できる環境の確保

関連事業	検証と評価
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付時が保健指導を行う重要な機会となっているため、保健指導者の面接技術の向上が必要です。
ハイリスク妊婦訪問	電話対応だけで訪問につながらない事例があるため、ハイリスク妊婦への継続的、包括的な支援体制が必要です。
母子保健推進協議会	保健センターと連携し、地域における子育てイベントの周知と、要支援者の見守り強化を継続して行う必要があります。
ママ・パパ教室（マタニティクラス）	積極的な参加の勧奨や周知方法を検討していく必要があります。

(2) 親子の健康への支援

関連事業	検証と評価
乳幼児健康相談・栄養相談	少人数制で時間を分けて開催しているため、親同士の交流の機会が減少しています。
離乳食セミナー	子育てに対する不安軽減や知識の習得につながるよう、本セミナー参加への周知・勧奨を行っていく必要があります。
歯科保健	年齢が上がるにつれ、虫歯保有児数の増加が見られ、保育園等での歯科保健予防教育の実施やフッ化物応用の普及啓発をしていく必要があります。

1 か月児・3 か月児・7 か月児・1 歳6 か月児・3 歳児健康診査、5 歳児歯科健康診査	未受診者への勧奨を行っても受診につながらないケースがあり、勧奨や周知方法を検討していく必要があります。
5 歳児発達支援相談	相談会への参加希望者や子どもの発達の悩みや不安を抱える保護者が増加しているため、相談会の内容や相談会後の支援方法について検討していく必要があります。
乳児家庭全戸訪問事業	適切な時期に家庭訪問することやケースによっては、妊娠中から関わりを継続していく必要があります。
予防接種	予防接種未接種者への啓発は難しく、今後の具体的な対応が必要です。
食生活改善推進協議会による食育	学校からの依頼もコロナ禍前に戻ってきており、それに対応できるよう推進員を確保し、体制の維持強化を図る必要があります。
子育て応援ヘルパー派遣事業	制度を広く周知していくことが必要です。
小児医療体制の充実	一次救急医療体制（休日夜間応急診療所）の維持及び二次救急医療機関等との連携の強化が必要です。
産婦健康診査事業	未受診者についての把握、必要に応じて受診勧奨を行う必要があります。
産後ケア事業	安心して子育てができるよう産後ケアの普及啓発を図っていく必要があります。
産前産後サポート事業	2 か月に1 回の開催のため、対象者のニーズと開催のタイミングが一致しないケースもあり、その場合の支援先やフォローについて明確にしておく必要があります。

(3) 食育の推進

関連事業	検証と評価
健康づくり計画に基づく食育の推進	生活習慣を改善し、健康づくりができるよう、子どもや若い世代からの取組を強化する必要があります。
学校教育における食育の推進	業務改善や日程調整のため、十分な巡回や指導研修会の実施が難しいことを踏まえ、ICTを活用した食育教材を作成し、栄養教諭配置校を中心に活用を進めています。

主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

(1) 学校等における教育環境の整備

関連事業	検証と評価
スクール・コミュニティ	管理職や担当等、一部の教職員のみではなく、全教職員の地域連携に対する意識改革が必要です。
学校応援団	活動に参加する方の固定化と高齢化が見られます。また、効果的に連携できている学校や今後活発化する学校が見受けられます。
地域協育ネット	中学校区が広く、接続する小学校が多い場合、地域性が異なるため、連携をスムーズに進めるための対策が必要です。
小中学校の施設・整備の充実	トイレの洋式化や特別教室等の空調機整備、バリアフリー化及び照明LED化を引き続き計画的に推進する必要があります。
幼・保・小連携協議会	やない架け橋期のカリキュラムを活用した幼保小連携の取組を推進していく必要があります。また、特別支援教育の視点を踏まえた連携について検討する必要があります。
史跡等の保存による歴史教育	「ふるさと柳井」と「ふるさと柳井（地図）」を活用し、更に興味・関心が広がる学習を行う必要があります。また、茶臼山古墳としらかべ学遊館等を、各小中学校の歴史学習で活用するよう働きかける必要があります。
青少年健全育成の支援（街頭補導事業）	各地域の防犯組織と密に連携していく必要があります。
各種体験活動	各種体験活動は、各地区公民館及び活動団体と連携する必要があります。
スポーツ活動の推進	より効率的・効果的なスポーツ活動を行うための運営体制を強化する必要があります。
スポーツ少年団活動の支援	児童数減少に伴い、スポーツ少年団の登録団体数、登録団員数ともに減少傾向にあります。
自然とのふれあい事業	観測環境（機器管理、施設周辺の雑木伐採等）を維持管理する必要があります。
子ども会活動の推進	少子化等に伴い、子ども会会員数が減少しています。

(2) 思春期の保健対策

関連事業	検証と評価
生命の学習	限られた時間の中で、生命の大切さを中学生に伝えるためには学校との協力や連携が必要です。
母子保健推進協議会による輪づくりサークル	感染症対策を講じながら輪づくりサークルを開催する必要があります。

主要施策4 子育てと仕事の両立支援

(1) 就業環境の整備

関連事業	検証と評価
男女共同参画推進事業	新規の加入団体の確保が難しい状況です。また、あらゆる施策について男女共同参画の視点で取り組むため、関係箇所との連携強化に引き続き努める必要があります。
ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	パンフレット等を含め情報の効果的な提供方法を検討する必要があります。

(2) 幼児期の教育・保育の充実

関連事業	検証と評価
保育事業	適正な定員管理を行う必要があります。
幼稚園研究・研修事業	教諭の研究・研修の機会を確保する必要があります。
認定こども園	認定こども園への移行の支援方法を検討する必要があります。
時間外保育事業 (延長保育事業)	利用者実数、延べ人数ともにやや減少傾向にあります。
一時預かり事業	保護者が希望する保育施設を確保する必要があります。
幼稚園型一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	私立幼稚園との連携が必要です。
休日保育事業	休日勤務する保育士を確保することが必要です。
障がい児保育事業	障がい児受入れに伴う専任保育士を確保する必要があります。
保育所整備事業	高額な事業費が予想されるため、計画的な検討が必要です。
研修代替職員雇用事業	代替保育士を確保する必要があります。

(3) 放課後児童の居場所づくり

関連事業	検証と評価
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	放課後児童支援員及び補助員を確保する必要があります。
障害児受入推進事業	障がい児対応補助員を確保する必要があります。
放課後子ども総合プランの推進	生涯学習・スポーツ推進課及びこどもサポート課との連携促進と体制づくりが必要です。
放課後子ども教室	放課後児童クラブ等との連携を実施するとともに、しらかべ学遊館の職員数や支援者数等を勘案しながら開催の方法を見直す必要があります。

主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実

(1) 児童虐待防止策の充実

関連事業	検証と評価
虐待の早期発見と予防の推進	家庭環境の問題から生じる虐待を抑止することは、困難な状況です。
要保護児童等対策地域協議会	協議会での個別ケースが増加しており、早期の対応が必要となっています。
子ども家庭総合支援拠点	支援拠点としての専門的な機能を拡充し、多様化する相談への対応が必要です。

(2) ひとり親家庭等の自立支援

関連事業	検証と評価
自立支援教育訓練給付金事業	受給者が受講料を立替払する必要があることから、制度を利用しづらい状況があります。
高等職業訓練促進給付金等事業	資格取得を目指すひとり親家庭に、効果的に制度を周知する必要があります。
児童扶養手当支給事業	制度を広く周知する必要があります。
交通遺児等見舞金	支給対象者の情報を把握する必要があります。
ひとり親家庭医療費助成事業	所得制限者に対する次年度案内を徹底する必要があります。
母子生活支援施設措置事業	対象世帯を支える体制づくりを強化する必要があります。
母子父子寡婦福祉資金貸付け	手続を簡素化し、迅速な貸付けを行う必要があります。
母子・父子自立支援員	関係機関と連携したサポート体制を確立し、個々に寄り添う充実した支援を行う必要があります。
母子寡婦福祉連合会	母子会員の確保及び会員間のつながりを強化する必要があります。

(3) 子どもの貧困対策の推進

関連事業	検証と評価
子どもの居場所づくり	各団体の活動の周知等、連携方法、サポート体制を整備する必要があります。
学習支援	体制整備と予算を確保することが必要です。

(4) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

関連事業	検証と評価
児童発達支援	障がいの早期発見と早期療育につなげることが必要です。
放課後等デイサービス	学校等との連携や社会資源が不足している状況です。
保育所等訪問支援	学校や保育所等との連携や社会資源が不足している状況です。
特別児童扶養手当	制度を広く周知することが必要です。
障害児福祉手当	
特別支援教育	特別な教育的支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、支援員の充実を図るとともに、通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた指導力の向上を図る必要があります。
幼児ことばの教室	指導員の専門性の向上を図るとともに、対象児童に安全かつ充実した指導を個々に応じて行う必要があります。
障がい者団体等の育成・支援	協議会構成団体の会員の減少や高齢化が目立っています。

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 子育てを支える地域社会の形成

関連事業	検証と評価
やない市民活動センター	会員の減少や高齢化等に伴い、継続や活動が困難になっている市民活動団体があることから、一人でも多くの市民に参画してもらえよう、市民活動について広く周知するとともに、新たな取組をしていく必要があります。
地域防災計画の推進	地域住民の防災意識を向上させつつ、特に災害リスクを抱える地域においては、率先避難等の自主的な避難体制づくりを推進するため、自主防災組織の設立を促進する必要があります。

(2) 子どもの安全の確保

関連事業	検証と評価
交通安全教室の開催	県警の事業以外の交通安全教室の開催をする場合は、学校単独で実施する必要があります。
交通安全教室イベントの開催	日頃から交通マナーに注意してもらえようように、普及・啓発を図っていく必要があります。
キッズゾーンの設定の推進	キッズゾーンの定期的な安全点検と施設管理者、警察、道路管理者を交えた交通安全対策の検討が必要です。

(3) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備

関連事業	検証と評価
防犯灯設置事業に係る助成金	制度について、集会時や広報、ホームページ等の様々な方法で周知する必要があります。
子ども 110 番の家	警察や学校と連携し、設置済みや設置解除の家を改めて把握する必要があります。
メールによる不審者情報の配信	緊急を要する不審者事案が発生した場合、学校教育課を通さず「学校と警察が直接連絡」する体制が機能するよう関係者と常に確認する必要があります。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

関連事業	検証と評価
道路交通環境の整備	歩行者の安全を確保するため、引き続き安全施設の設置困難な場所や未整備改良区間の整備を推進する必要があります。また、信号機については、必要箇所について随時、県公安委員会に要望する必要があります。
公共施設の環境整備	公共施設の設備等の環境整備については、設置場所の確保とPRが必要です。
公園・緑地の充実	施設の長寿命化を図る視点から、公園ごとの利用状況に応じた維持管理を検討する必要があります。更新が必要な施設は、規模の適正化を図りながら集約化、複合化を行うことや、老朽化した施設は廃止も検討する必要があります。
子どもの遊び場安全管理	大部分の遊具が設置してから10年以上経過し、老朽化していることから、今後の点検では、修繕で対応できない箇所の発見等に努める必要があります。
子育て世代定住促進補助金	本市への移住定住を呼び掛けるとともに、制度を広く周知する必要があります。
子育て世代空き家購入費補助金	本市への移住定住を呼び掛けるとともに、制度を広く周知する必要があります。

5 第3期計画に向けての課題や方向性

(1) 子育て家庭への支援について

- 「地域子育て支援センター」、「ファミリー・サポート・センター」、「病児保育事業」、「ショートステイ」等は、子育て中の保護者にとって重要な支援事業ですが、いずれの事業も利用者や会員数の減少が見られます。
- ニーズ調査では、就学前児童保護者の各事業の利用意向率は、「地域子育て支援センター」は約50%、「ファミリー・サポート・センター」は約25%、「病児保育事業」は約35%、「ショートステイ」は約17%と格差は見られるものの、今後の利用増を想定した認知度の向上や利用しやすい体制づくりが求められます。
- 経済的負担の軽減対策は、継続した対応を図っており、ニーズ調査でも就学前児童保護者では、充実してほしい子育て支援の中で「保育所(園)や幼稚園にかかる出費負担の軽減」への要望率は前回調査に比べて約10ポイント減少しており、一定の評価を受けています。今後も関連する事業の周知、PRを継続する必要があります。
- ニーズ調査において、就学前児童保護者が考える子育てに関する悩みや気軽に相談できる先として、本市の相談窓口は4%程度と低く、一層の周知やPRに努める必要があります。あわせて、相談内容の多様化、複雑化に対応した専門的な知識や技術の習得も求められています。
- ニーズ調査では、子育て情報の入手先として、就学前、小学生とともにインターネットのウェイトが依然として高く、従来からの市広報やパンフレット、ホームページ等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用など、保護者が自由に必要な情報を入手できる多様な情報発信手段の検討が必要です。

(2) 成育医療等を含めた健やかに生み育てる環境について

- ニーズ調査では、就学前児童保護者の妊娠、出産、親子の健康等への支援事業の利用意向率はいずれも約2割以上あり、引き続き保護者のニーズに丁寧に対応できる体制づくりが必要です。
- 親子の健康への支援においては、「はじめて100か月の育ちビジョン」を踏まえた検討が必要です。
- 上記も含めて今後の母子保健計画については、「成育医療等基本方針の見直し」を踏まえた基本方針による計画を念頭においた取組が必要です。

(3) 子どもの健全育成に係る教育環境について

- スクール・コミュニティや学校応援団は、地域と学校をつなぐ重要な事業ですが、地域連携に対する意識改革や地域活動に参加する方の固定化、高齢化への対応が求められています。
- 地域協育ネットにおいては、学校・地域の実施に即した計画を基に、小中9か

年の子どものつながりを意識した具体的な取組を支援する必要があります。

- スポーツ少年団活動や子ども会活動は、少子化の影響により、児童数の減少が登録会員数の減少につながり、ひいては登録団体数の減少を招くことになり、運営体制の見直し等を検討する必要があります。

(4) 子育てと仕事の両立について

- ニーズ調査では、就労する母親はフルタイム、パートタイム・アルバイトを合わせ就学前で約 83%、前回調査に比べ 10 ポイント程度高くなっていますが、育児休業の取得経験は約半数です。一方、父親は 1 割程度に過ぎず、母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを促進する必要があります。
- 次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」、「育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化」、「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等」についても検討する必要があります。
- 子どもの居場所としての「放課後児童クラブ事業」の就学前児童保護者の平日利用意向率は、小学校低学年で約 52%、小学校高学年で約 24%、小学生児童保護者では約 23%となっています。少なくとも対象者の 4 人に 1 人が希望しており、同クラブの評価では「職員等の配置状況(人員体制)」が第 1 位となっています。このような状況を踏まえ、放課後児童支援員及び補助員の確保は、喫緊の課題となっています。
- 同じ子どもの居場所としての「放課後子ども教室」も小学生児童保護者の約 31%が今後の利用を希望しており、人員の確保とともに、「放課後児童クラブ事業」との連携強化を図る必要があります。

(5) 支援を必要とする子ども等への支援について

- ニーズ調査では、育児の悩みとしては、就学前児童保護者は「病気や発育・発達に関すること」、小学生児童保護者は「子どもの教育に関すること」がそれぞれ第 1 位になっているものの、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」も就学前は約 18%、小学生は約 24%を占めており、低い数値とはなっていません。
- 保護者の不安解消等の視点からもいじめ、虐待等の早期発見、早期予防のための取組を継続して進める必要があります。
- ひとり親家庭は、今後、増加することも踏まえ、個々に寄り添う充実した支援と、関係機関と連携したサポート体制の確立が引き続き必要です。
- 子どもの貧困対策は、今後の「こども計画」においても重要な取組であり、ヤングケアラー対策も含め関係団体間の連携やサポート体制の強化を図る必要があります。

(6) 安全・安心なまちづくりについて

- ニーズ調査では、前回調査と同様「子育てに関して身近な地域の人に望むこと」として、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」、「危険な遊びを見つけたら注意してほしい」等、地域の付き合いが希薄している中、地域での見守りへの期待は、大きくなっています。
- ニーズ調査では、前回調査と同様「充実して欲しい子育て支援策」として就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が第1位となっています。引き続き安全が確保でき、安心して過ごせる公園等の楽しめる場所の維持管理、設備の充実を図る必要があります。

第3章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 基本理念

第1期、第2期の本市子ども・子育て支援事業計画は、本計画の根拠となる「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」で示された基本的な方針を網羅したものであるとともに、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価においては、ほとんどの施策、事業が維持継続となっています。

一方で、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。一番大きな転機は、「こども基本法」（令和5（2023）年4月1日施行）とこれに基づく「こども大綱」が策定されたことです。

「こども大綱」に基づき、市町村においても「こども計画」の策定が努力義務とされ、その根拠として、上記の「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」のほか、「子ども・若者育成支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等が包含されています。

さらに、国では「こども大綱」に基づく具体的な取組施策として、以下の6つの視点の下「こどもまんなか実行計画2024」を策定しました。

視点1：こども・若者の最善の利益を図る。

視点2：当事者と対話しながら、ともに推進する。

視点3：ライフステージに応じて切れ目なく対応する。

視点4：貧困と格差の解消を図る。

視点5：結婚・子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

視点6：関係機関との連携を重視する。

第3期子ども・子育て支援計画の策定に当たっては、第2期計画の理念を踏襲するものの、今後の計画の在り方を見据え、関係する施策・事業においては「こども大綱」の理念や「こどもまんなか実行計画2024」の「こどもまんなか社会」が目指す6つの視点も踏まえ、次のような基本理念とします。

◆基本理念◆

未来の世代を地域とともに育むまち やない

～こどもまんなか！このまちにずっとすみたい～

2 基本目標

基本理念を実現するための本計画の基本目標として、第2期計画の考え方を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の目指す方向等も踏まえ、以下の3つを設定します。

基本目標 1

個性や多様性が尊重され、未来を創造できる 子どもたちを育む

子どもは、未来を担う存在であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利は保証されることが大切です。

そのためには、様々な遊びや学び、体験等を通して、子どもたちが豊かな心と創造性を持ち、健やかに育っていけるような環境づくりに努めます。

子育ての第一義的な責任は、それぞれの保護者・養育者にありますが、どのような状況でも、子どもが健やかに育つという安心感が大切であるため、社会全体で結婚、出産及び子育ての切れ目ない支援ができる体制づくりに努めます。

子どもを育てることに喜びや楽しみを感じることができるよう、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス等への取組を推進します。

基本目標 2

生き抜く力、挑戦できる力で 子どもたちの可能性と夢を広げる

子どもたちが心身ともに健全に育ち、自立していけるように、学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生き抜く力」「挑戦できる力」を育む取組を進めます。

子どもの最善の利益を守るため、不登校やいじめ、児童虐待の早期発見と迅速な対応、障がいのある子どもの家庭への支援の充実等、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制の強化を図ります。

子どもが幸せな状態で成長できるように、良好な成育環境の確保を図る取組を推進します。

基本目標 3

地域や大人たちの見守り、助けにより 安全・安心の未来をつくる

子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことは、保護者の大きな不安要因の一つです。このため地域の協力を得ながら、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進します。

全ての人にやさしいユニバーサルデザイン及びノーマライゼーションの観点による住環境、交通環境の整備に継続して取り組めます。

3 施策の展開

基本理念に基づく3つの基本目標に即した、主要施策と基本施策の方向性は、以下のとおりです。

【基本理念】

未来の世代を地域とともに育むまち **やない**
～こどもまんなか! このまちにずっとすみたい～

【基本目標】

個性や多様性が尊重され、未来を創造できる子どもたちを育む

生き抜く力、挑戦できる力で子どもたちの可能性と夢を広げる

地域や大人たちの見守り、助けにより安全・安心の未来をつくる

【主要施策1】

子育て家庭への支援の充実

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 経済的負担の軽減
- 3 相談体制、情報提供の充実

【主要施策2】

健やかに生み育てる環境づくり

- 1 安心して妊娠、出産できる環境の確保
- 2 親子の健康への支援
- 3 食育の推進

【主要施策3】

子どもの健全育成のための教育環境の整備

- 1 学校等における教育環境の整備
- 2 家庭の教育力の向上
- 3 思春期の保健対策

【主要施策4】

子育てと仕事の両立支援

- 1 就業環境の整備
- 2 幼児期の教育・保育の充実
- 3 放課後児童の居場所づくり

【主要施策5】

支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

- 1 児童虐待防止策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 障がいのある子どもがいる家庭への支援

【基本目標6】

安全・安心なまちづくりの推進

- 1 子育て家庭を支える地域社会の形成
- 2 子どもの安全の確保
- 3 犯罪等の被害に**遭わない**ための環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備

主要施策 1 子育て家庭への支援の充実

基本施策 1 子育て支援サービスの充実

- 令和4（2022）年改正児童福祉法施行に伴い、創設された次の事業について追記
 - ・子育て世帯訪問支援事業【新規】
 - ・児童育成支援拠点事業【新規】
 - ・親子関係形成支援事業【新規】
- 令和7（2025）年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い、創設される次の事業について追記
 - ・妊婦等包括相談支援事業【新規】
 - ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
 - ・産後ケア事業【新規】

※基本施策ごとの方向性について記述(以下、同様)

【関連事業】

NO	事業	実施内容	担当課

基本施策2 経済的負担の軽減

- 困難な問題を抱える女性への支援施策について追記

基本施策3 相談体制、情報提供の充実

主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり

基本施策1 安心して妊娠、出産できる環境の確保

- 「健やか親子21（第2次）」から「成育医療等基本方針を踏まえた計画」についての追記

基本施策2 親子の健康への支援

- 「はじめの100か月の育ちビジョン」について追記

基本施策3 食育の推進

主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

基本施策1 学校等における教育環境の整備

基本施策2 家庭の教育力の向上

基本施策3 思春期の保健対策

主要施策4 子育てと仕事の両立支援

基本施策1 就業環境の整備

- 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律について次の項目を追記

- ・ 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ・ 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- ・ 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

基本施策2 幼児期の教育・保育の充実

基本施策3 放課後児童の居場所づくり

- 「こども大綱」においては、子どもの居場所が重要な施策であることを追記

主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実

基本施策1 児童虐待防止策の充実

基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

- ヤングケアラーについて追記

基本施策4 障がいのある子どもがいる家庭への支援

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

基本施策1 子育て家庭を支える地域社会の形成

基本施策2 子どもの安全の確保

基本施策3 犯罪等の被害に遭わないための環境の整備

基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備

・別紙資料に記載

- ・ 素案の段階で提示